

【中核市移行に関係する条例案】意見募集する条例案一覧

条例名		担当課	電話番号	開始 ページ
1	食品衛生条例	健康づくり課 保健所設置準備室	(0586) 85-7004	4
2	興行場法施行条例			7
3	旅館業法施行条例			12
4	公衆浴場法施行条例			20
5	理容師法施行条例			29
6	医療法施行条例			34
7	クリーニング業法施行条例			36
8	一般と畜場の構造設備の基準に関する条例			39
9	美容師法施行条例			41
10	動物の愛護及び管理に関する条例			46
11	指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	福祉課	(0586) 28-9147	54
12	指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例			58
13	保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例	生活福祉課	(0586) 28-9016	65
14	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例			73
15	養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例	高年福祉課	(0586) 28-9151	76
16	指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例	介護保険課	(0586) 85-7017	80
17	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	[助産施設・母子生活支援施設等に関すること] 子育て支援課 こども家庭相談室	(0586) 28-9141	92
		[保育所に関すること] 保育課	(0586) 28-9024	
18	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例	保育課	(0586) 28-9024	104
19	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例			115
20	空き地の不良状態の解消に関する条例	環境保全課	(0586) 45-7185	123
21	産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	清掃対策課	(0586) 45-7004	126
22	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	浄化課	(0586) 45-4423	134
23	屋外広告物条例	公園緑地課	(0586) 28-8636	141

※個々の条例案の詳細は、次ページ以降の資料をご覧ください。

条例案の内容についてのお尋ねは、条例案を作成した各担当課までお願いします。

(意見の提出先は中核市移行推進課です。)

【中核市移行に関係する条例案】意見募集する条例案一覧（愛知県の条例との比較）

条例名		主な内容 ※[]内は関係法令（一部略称）	愛知県の条例との比較
1	食品衛生条例	[食品衛生法] 食品衛生検査施設の設備等に係る基準を定めます。	おおむね同じ内容ですが、以下の項目については、食品衛生法の改正により、許可を要する業種に加えて届出制度が定められたことから、愛知県が定める届出制度は規定しないこととします。 ・生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設に係る届出 ・食品の製造又は加工を行う営業等の届出
2	興行場法施行条例	[興行場法] 興行場の構造設備の基準、衛生上の措置等を定めます。	おおむね同じ内容です。
3	旅館業法施行条例	[旅館業法] 旅館・ホテル等の構造設備の基準、衛生上の措置等を定めます。	おおむね同じ内容ですが、いわゆるラブホテルの構造設備を規制する区域については、廃止予定の市の条例（ホテル等の建築の規制に関する条例）の規定を勘案し、以下の区域も含めます。 ・商業地域のうち、専修学校及び各種学校の敷地の周囲200メートル以内の区域
4	公衆浴場法施行条例	[公衆浴場法] 公衆浴場の設置場所の配置基準、衛生上の措置等を定めます。	おおむね同じ内容です。
5	理容師法施行条例	[理容師法] 理容業及び理容所の衛生上の措置等を定めます。	おおむね同じ内容ですが、理容所以外の場合で業務を行うことができる場合として、以下の項目を追加します。 ・避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して理容を行う場合
6	医療法施行条例	[医療法] 専属の薬剤師を置かなければならない診療所の基準を定めます。	おおむね同じ内容です。
7	クリーニング業法施行条例	[クリーニング業法] クリーニング所の業者が講ずべき衛生上の措置を定めます。	おおむね同じ内容です。
8	一般と畜場の構造設備の基準に関する条例	[と畜場法] 一般と畜場の構造設備の基準を定めます。	おおむね同じ内容です。
9	美容師法施行条例	[美容師法] 美容業及び美容所の衛生上の措置等を定めます。	おおむね同じ内容ですが、美容所以外の場合で業務を行うことができる場合として、以下の項目を追加します。 ・避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して美容を行う場合

条例名		主な内容 ※[]内は関係法令（一部略称）	愛知県の条例との比較
10	動物の愛護及び管理に関する条例	[動物愛護管理法] 犬による危害の防止や飼い主の遵守事項等を定めます。	おおむね同じ内容ですが、飼い犬の係留義務の基準については、以下の規定を追加します。 「犬の飼い主は、飼い犬を訓練し、運動させ、又は移動させるときは、害の発生を制止できるよう常に監視しなければならない。」 また、係留義務の例外として、災害救助犬、身体障害者補助犬も対象であることを明示します。
11	指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	[児童福祉法] 指定通所支援の事業の設備及び運営等の基準を定めます。	おおむね同じ内容です。
12	指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例	[障害者総合支援法] 指定障害福祉サービス事業や指定障害者支援施設などの設備及び運営等の基準を定めます。	おおむね同じ内容です。
13	保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例	[生活保護法] 救護施設や授産施設などの設備及び運営等の基準を定めます。	おおむね同じ内容です。
14	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	[社会福祉法] 無料低額宿泊所の設備及び運営等の基準を定めます。	おおむね同じ内容です。
15	養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例	[社会福祉法・老人福祉法] 養護老人ホームや特別養護老人ホームなどの設備及び運営等の基準を定めます。	おおむね同じ内容です。
16	指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例	[介護保険法] 指定居宅サービス事業や介護老人保健施設などの設備及び運営等の基準を定めます。	おおむね同じ内容です。
17	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	[児童福祉法] 助産施設、母子生活支援施設、保育所の設備及び運営等の基準を定めます。	おおむね同じ内容です。
18	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例	[認定こども園法] 幼保連携型認定こども園の設備及び運営等の基準を定めます。	おおむね同じ内容です。
19	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例	[認定こども園法] 幼稚園型認定こども園や保育所型認定こども園などの設備及び運営等の基準を定めます。	おおむね同じ内容です。

条例名		主な内容 ※[]内は関係法令（一部略称）	愛知県の条例との比較
20	空き地の不良状態の解消に関する条例	空き地の雑草等の除去について必要な事項を定めます。	<u>一宮市独自の条例です。</u> 雑草などが繁茂して周辺の環境に悪影響を及ぼすような状態にある空き地を、その所有者に適正管理させ、市民の生活環境を保全することを目的としたもので、条例に基づく命令に正当な理由なく従わない場合は、所有者の氏名等を公表するといった独自の規定を設けています。
21	産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	[廃棄物処理法] 産業廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開及び紛争のあっせんに関し必要な事項を定めます。	<u>一宮市独自の条例です。</u> 産業廃棄物処理施設の設置に当たり、事業者に対して事業計画に関する住民説明会の開催を求めるだけでなく、住民との紛争の予防のために事業者が踏むべき手続（住民との環境保全協定の締結など）や、紛争の調整における市の役割等を定めています。
22	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	[浄化槽法] 浄化槽保守点検業者の登録について必要な事項を定めます。	おおむね同じ内容です。 ※浄化槽法の改正に伴い、優良浄化槽保守点検業者の登録に関することなど、追加の改正を予定しています。
23	屋外広告物条例	[屋外広告物法] 屋外広告物の表示や屋外広告業について必要な事項を定めます。	<u>一宮市独自の基準を盛り込んだ条例です。</u> 愛知県の基準に加え、以下のとおり市独自の基準を設けます。 ・ 広告物を設置してはいけない地域について、本市の実情を踏まえた独自の指定区域を告示で定めます。 ・ 広告物を設置してはいけない物件に、道路の路面を含めるとともに、投影広告物（プロジェクションマッピング等）の許可基準を規則で定めます。 ・ 地域にふさわしい広告物の色彩や意匠などについて住民等が自主的に取り決めることができるよう、広告物協定地区制度を設けます。 ・ 公共空間等における賑わいの創出又は公衆の利便の向上に寄与する広告物について、規則で定める基準に適合すれば規制の対象外となるよう、規定を設けます。

[1] 一宮市食品衛生条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「食品衛生法」、「食品衛生法施行令」において、市は、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について条例を定めることとしています。

2 条例の概要

項目	愛知県	一宮市
食品衛生検査施設の設備の配置の基準	食品衛生検査施設の設備の基準は、食品衛生法施行規則第 36 条第 1 項各号に定めるとおりとする。	食品衛生検査施設の設備の基準については、厚生労働省令で定める基準に従い定めることとされていることから、愛知県と同じとしますが、高度・少頻度な試験検査については、当面の間、愛知県に委託することから、次のとおり追加することとします。 「ただし、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 29 条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が、都道府県若しくは他の保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。」
食品衛生検査施設の職員の配置の基準	食品衛生検査施設の職員の配置の基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設に係る届出	生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であって、生食用として販売の用に供するものに限る。）を加工し、又は調理して供与する業務を営もうとする者は、生食用食肉の加工又は調理を行う営業施設ごとに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。	食品衛生法の改正により、許可を要する業種に加えて、届出制度も法定されたことに伴い、愛知県が定める生食用食肉の加工・調理施設に関する上乘せの届出制度は、規定しないこととします。
食品の製造又は加工を行う営業等の届出	1 から 4 の営業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。 1 食品又は添加物の製造又は加工を行う営業（食品衛生法第 52 条の許可を要する営業を除く。） 2 器具の製造を行う営業 3 容器包装の製造を行う営業 4 おもちゃの製造を行う営業	食品衛生法の改正により、許可を要する業種や公衆衛生に与える影響が少ない営業等を除いては、あらかじめ届出をしなければならないこととされたことに伴い、愛知県が定める届出制度は、規定しないこととします。

3 施行予定日

令和 3 年 4 月 1 日

一宮市食品衛生条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項の規定に基づく基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に係る基準）

第2条 政令第8条第1項の規定による食品衛生検査施設の設備に係る基準は、次のとおりとする。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第29条の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が、都道府県若しくは他の保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により、緊急時を含めて確保される場合は、当該事務の一部に係る設備については、この限りでない。

（1） 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

（2） 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

2 政令第8条第1項の規定による食品衛生検査施設の職員の配置に係る基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

（規則への委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

[2] 一宮市興行場法施行条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「興行場法」において、市は、興行場の設置の場所、構造設備、及び換気、照明、防湿、清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準について条例を定めることとしています。

「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいいます。

2 条例の概要

項目	愛知県	一宮市
設置の場所の基準	1 排水に支障がない場所であること。 2 興行場の周囲に空地等があることにより換気及び採光に支障がない場所であること。 3 その他公衆衛生上支障がない場所であること。	愛知県と同じ
構造設備の公衆衛生上必要な基準	1 清掃及び排水が容易に行うことができる構造であること。 2 入場者に興行を見せ、又は聞かせるために直接利用させる場所（以下「観覧場所」という。）は、喫煙所、便所等とは隔壁等により区画され、かつ、舞台その他興行に直接関係する場所とは適切に区分されていること。 3 観覧場所の観覧席及び通路は、規則で定める要件を備えていること。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
構造設備の公衆衛生上必要な基準	4 喫煙所を設ける場合は、興行場の出入口から離れた場所に設けることとし、当該喫煙所は、たばこの煙が興行場の喫煙所以外の場所に流れ出ない構造設備を有するものであること。 5 規則で定める構造設備を有する便所が入場者の利用しやすい場所に男女別に区画して設けられていること。 6 規則で定める要件を備える換気設備（自然換気設備を除く。以下同じ。）が規則で定めるところにより設けられていること。 7 規則で定める要件を備える照明設備が規則で定めるところにより設けられていること。 8 ねずみ、昆虫等の侵入を防止することができる設備が設けられていること。 9 適当な数のごみ箱が入場者の投棄しやすい場所に備えられていること。 10 その他規則で定める事項	愛知県と同じ
換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準	1 興行場及びその周囲は、常に衛生上支障がないよう清掃すること。 2 換気設備、照明設備その他設備は、常に適切に使用できるよう保守点検を行い、必要に応じ補修すること。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準	3 入場者に利用させる場所（以下「場内」という。）は、適切に換気を行い、規則で定める空気環境の基準を保つこと。 4 場内は、適当な照度を保つよう照明を行うこと。 5 喫煙所以外の場所における喫煙を禁止すること。 6 便所は、臭気を著しく発散させないようにすること。 7 ごみその他の廃棄物は、適切に処理すること。 8 ねずみ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、並びにこれらの駆除を行うこと。 9 場内は、随時消毒を行うこと。 10 定員を超えて入場させないこと。 11 従業者のうちから衛生に関する責任者を定め、その者が興行場の衛生管理に当たること。 12 その他規則で定める事項	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和3年4月1日

一宮市興行場法施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、興行場法(昭和23年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、興行場の設置の場所及び構造設備の公衆衛生上必要な基準並びに興行場の換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準を定めるものとする。

（設置の場所の基準）

第2条 法第2条第2項の条例で定める興行場の設置の場所の公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。ただし、興行場の構造設備又はその周囲の状況により公衆衛生上必要な措置が講じられている場合においては、この限りでない。

- (1) 排水に支障がない場所であること。
- (2) 興行場の周囲に空地等があることにより換気及び採光に支障がない場所であること。
- (3) その他公衆衛生上支障がない場所であること。

（構造設備の基準）

第3条 法第2条第2項の条例で定める興行場の構造設備の公衆衛生上必要な基準は、別表第1のとおりとする。

（衛生措置の基準）

第4条 法第3条第2項の条例で定める興行場の換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準は、別表第2のとおりとする。

（構造設備及び衛生措置の基準の緩和等）

第5条 興行場が臨時又は仮設のものである場合その他特別の理由がある場合で、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、別表第1又は別表第2に掲げる基準は、その一部を緩和し、又は適用しないことができる。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次に掲げる者に係る興行場について、別表第1第2項、第5項、第6項及び第8項に規定する構造設備の基準に適合しない部分がある場合(昭和59年10月1日以後当該部分について改築又は大規模の修繕がなされた場合を除く。)においては、当該部分に対しては、当該規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に当該部分について改築又は大規模の修繕をするときまでの間は、適用しない。

- (1) 昭和59年10月1日において現に法第2条第1項の許可を受けていた者
- (2) 昭和59年10月1日において現に前号の許可の申請を行っていた者
- (3) 前2号に掲げる者から当該許可に係る興行場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者

- 3 次に掲げる者に係る興行場について、別表第1第4項に規定する構造設備の基準に適合しない部分がある場合(平成28年4月1日以後当該部分について改築又は大規模の修繕がな

された場合を除く。)においては、当該部分に対しては、当該規定は、施行日以後最初に当該部分について改築又は大規模の修繕をするときまでの間は、適用しないことができる。

- (1) 平成28年4月1日において現に法第2条第1項の許可を受けていた者
- (2) 平成28年4月1日において現に前号の許可の申請を行っていた者
- (3) 前2号に掲げる者から当該許可に係る興行場の営業を営む者の地位を承継した者

別表第1(第3条関係)

- 1 清掃及び排水が容易に行うことができる構造であること。
- 2 入場者に興行を見せ、又は聞かせるために直接利用させる場所(以下「観覧場所」という。)は、喫煙所、便所等とは隔壁等により区画され、かつ、舞台その他興行に直接関係する場所とは適切に区分されていること。
- 3 観覧場所の観覧席及び通路は、規則で定める要件を備えていること。
- 4 喫煙所を設ける場合は、規則で定める要件を備える喫煙所が、興行場の出入口から極力離して設けられていること。
- 5 規則で定める構造設備を有する便所が入場者の利用しやすい場所に男女別に区画して設けられていること。
- 6 規則で定める要件を備える換気設備(自然換気設備を除く。以下同じ。)が規則で定めるところにより設けられていること。
- 7 規則で定める要件を備える照明設備が規則で定めるところにより設けられていること。
- 8 ねずみ、昆虫等の侵入を防止することができる設備が設けられていること。
- 9 適当な数のごみ箱が入場者の投棄しやすい場所に備えられていること。
- 10 前各項に定めるもののほか、規則で定める事項

別表第2(第4条関係)

- 1 興行場及びその周囲は、常に衛生上支障がないよう清掃すること。
- 2 換気設備、照明設備その他設備は、常に適切に使用できるよう保守点検を行い、必要に応じ補修すること。
- 3 入場者に利用させる場所(次項及び第9項において「場内」という。)は、適切に換気を行い、規則で定める空気環境の基準を保つこと。
- 4 場内は、適当な照度を保つよう照明を行うこと。
- 5 喫煙所以外の場所における喫煙を禁止すること。
- 6 便所は、臭気を著しく発散させないようにすること。
- 7 ごみその他の廃棄物は、適切に処理すること。
- 8 ねずみ、昆虫等の防除を行うこと。
- 9 場内は、随時消毒を行うこと。
- 10 定員を超えて入場させないこと。
- 11 従業者のうちから衛生に関する責任者を定め、その者が興行場の衛生管理に当たること。
- 12 前各項に定めるもののほか、規則で定める事項

[3] 一宮市旅館業法施行条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「旅館業法」及び「旅館業法施行令」において、市は、清純な施設環境を保持すべき施設、衛生措置の基準、施設の構造設備の基準等について条例を定めることとしています。

なお、一宮市ホテル等の建築の規制に関する条例において、ラブホテルの建築を規制していますが、旅館業法施行条例において、規制地域や構造設備基準はおおむね担保していることから、廃止することとします。

2 条例の概要

項目	愛知県	一宮市
清純な施設環境を保持すべき施設	1 社会教育法第5章に規定する公民館 2 図書館法第2条第1項に規定する図書館 3 博物館法第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設 4 職業能力開発促進法第15条の7第1項第1号及び第5号に規定する職業能力開発校及び障害者職業能力開発校 5 1から4に掲げる施設のほか、青少年のための教育施設、スポーツ施設等のうち、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で知事が指定するもの	愛知県と同じ
衛生措置の基準	1 客室には、その床面積に応じた適当な人数を超えて宿泊させないこと。 2 旅館業の施設は、定期的に清掃し、かつ、随時消毒を実施すること。 3 ねずみ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、並びに駆除を行うこと。 4 客室には、適当な換気設備を設け、客室の空気を常に清浄に保つこと。 5 客室、浴室、洗面所、便所、廊下等には、適当な照明設備を設けること。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
衛生措置の基準	6 寝具類は、収容定員以上の数を備え、かつ、適切に洗濯、管理等を行い、布団カバー、敷布、寝衣及び枕カバーは、客ごとに洗濯したものと取り替えること。 7 浴室には、適当な換気設備を設け、常に清潔を保ち、浴湯は、常に清浄な湯及び水を使用し、かつ、十分に供給すること。 8 浴槽（客室ごとに設置され、利用者が湯を入れ換えるものを除く。）の湯は、レジオネラ属菌が検出されないこと。 9 浴槽の湯は、塩素系薬剤を用い、浴槽の湯に含まれる遊離残留塩素濃度を1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つようにして消毒すること。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。 10 浴槽の湯を浄化するためろ過器を設ける場合は、次の措置を講ずること。 (1) ろ過器は、毎週一回以上洗浄して汚れを排出し、及び消毒すること。 (2) 浴槽の湯を浴槽とろ過器の間で循環させるための配管の内部は、毎週一回以上消毒すること。 (3) 集毛器その他浴槽とろ過器の間に設けられた設備は、定期的に清掃し、及び消毒すること。 11 浴湯を貯留する貯湯槽を設ける場合は、その湯の温度は、通常の使用状態において摂氏 60 度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏 55 度以上に保つこと。ただし、貯湯槽の湯を消毒する場合は、この限りでない。 12 洗面所は、常に清潔を保ち、湯及び水は、飲用しても衛生上有害でないものを供給すること。 13 便所には、適当な防臭設備及び流水式手洗設備を設け、常に清潔を保つこと。 14 客室、廊下その他適当な場所には、くず入れ容器を備えること。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
宿泊を拒むことのできる事由	1 でい酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。 2 著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。	愛知県と同じ
旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準	1 建物等の外観は、その形態、色彩及び意匠がその周囲の環境と著しく不調和でないこと。 2 次の要件を満たす適当な広さの玄関帳場を有すること。 (1) 宿泊者その他の利用者（以下「宿泊者等」という。）の出入りを直接確認することができる場所に設けられていること。 (2) 宿泊者等と直接面接することができる構造であること。 3 玄関帳場及びその周囲には、宿泊者等の出入りを容易に見通すことができなくなるようなカーテン、囲い等が設けられていないこと。 4 エアシュート、宿泊料等の受渡しを行うことができる客室の小窓等その他宿泊者等が玄関帳場において宿泊に必要な手続を行うことなく宿泊することができる設備が設けられていないこと。 5 当該施設の設置場所が別表に掲げる区域内にある場合にあつては、1 から 4 に規定するもののほか、次の要件を満たすこと。 (1) 宿泊者等が車庫又は駐車場から玄関帳場を経由することなく直接客室への出入りを行うことができる構造でないこと。 (2) 浴室及びシャワー室は、その内部を外部から容易に見ることができる構造その他性的好奇心をそそるおそれのある構造でないこと。 (3) 動力により振動し、又は回転するベッド、横臥している人の姿態を写す鏡その他性的好奇心をそそるおそれのある設備が備え付けられていないこと。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

上記「旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準」5に定める別表の区域については、以下のとおり規定することとします。

項目	愛知県	一宮市
別表に掲げる区域	1 都市計画法第8条第1項の規定により都市計画において定められた商業地域（以下「商業地域」という。）以外の区域 2 商業地域のうち、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲200メートル以内の区域 (1) 第1条第1項各号並びに法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる施設 (2) 官公庁施設の建設等に関する法律第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設 (3) 学校教育法第1条に規定する大学 (4) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。） (5) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園	愛知県における2(2)の施設については、当該施設の性質を勘案し規定しないこととします。 また、愛知県における2(3)の施設に加えて、一宮市ホテル等の建築の規制に関する条例に定めのある専修学校、各種学校を追加することとします。

3 施行予定日

令和3年4月1日

一宮市旅館業法施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の規定に基づき、清純な施設環境を保持すべき施設、衛生措置の基準、施設の構造設備の基準等について定めるものとする。

（清純な施設環境を保持すべき施設）

第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第5章に規定する公民館
- (2) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (3) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項第1号及び第5号に規定する職業能力開発校及び障害者職業能力開発校
- (5) 前各号に掲げる施設のほか、青少年のための教育施設、スポーツ施設等のうち、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で市長が指定するもの

2 市長は、前項第5号の指定をするときは、告示によりこれをしなければならない。

（営業許可等を与える場合に意見を求める者）

第3条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による市長が意見を求めなければならない者は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。

- (1) 国が設置する施設 当該施設の長
- (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- (3) 前2号に掲げる施設以外の施設 当該施設について監督庁があるときは当該監督庁、監督庁がないときは当該施設の長

（衛生措置の基準）

第4条 法第4条第2項の規定による衛生措置の基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 客室には、その床面積に応じた適当な人数を超えて宿泊させないこと。
- (2) 旅館業の施設は、定期的に清掃し、かつ、随時消毒を実施すること。
- (3) ねずみ、昆虫等の防除を行うこと。
- (4) 客室には、適当な換気設備を設け、客室の空気を常に清浄に保つこと。
- (5) 客室、浴室、洗面所、便所、廊下等には、適当な照明設備を設けること。
- (6) 寝具類は、収容定員以上の数を備え、布団カバー、敷布、寝衣及び枕カバーは、客ごとに洗濯したものと取り替えるとともに、適切に管理すること。
- (7) 浴室には、適当な換気設備を設け、常に清潔を保ち、浴湯は、常に清浄な湯及び水を使用し、かつ、十分に供給すること。
- (8) 浴槽(客室ごとに設置され、利用者が湯を入れ換えるものを除く。)の湯は、レジオ

ネラ属菌が検出されないこと。

- (9) 浴槽の湯は、塩素系薬剤を用い、浴槽の湯に含まれる遊離残留塩素濃度を1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つようにして消毒すること。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
 - (10) 浴槽の湯を浄化するためろ過器を設ける場合は、次の措置を講ずること。
 - ア ろ過器は、毎週1回以上洗浄して汚れを排出し、及び消毒すること。
 - イ 浴槽の湯を浴槽とろ過器の間で循環させるための配管の内部は、毎週1回以上消毒すること。
 - ウ 集毛器その他浴槽とろ過器の間に設けられた設備は、定期的に清掃し、及び消毒すること。
 - (11) 浴湯を貯留する貯湯槽を設ける場合は、その湯の温度は、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、貯湯槽の湯を消毒する場合は、この限りでない。
 - (12) 洗面所は、常に清潔を保ち、湯及び水は、飲用しても衛生上有害でないものを供給すること。
 - (13) 便所には、適当な防臭設備及び流水式手洗設備を設け、常に清潔を保つこと。
 - (14) 客室、廊下その他適当な場所には、くず入れ容器を備えること。
- (宿泊を拒むことのできる事由)

第5条 法第5条第3号の規定による営業者が宿泊を拒むことのできる事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 著しく不潔な身体又は服装をしているため、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(構造設備の基準)

第6条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下この条において「政令」という。)第1条第1項第8号の条例で定める旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設の外観は、その形態、色彩及び意匠がその周囲の環境と著しく不調和でないこと。
- (2) 次の要件を満たす適当な広さの玄関帳場を有すること。
 - ア 宿泊者その他の利用者(以下この条において「宿泊者等」という。)の出入りを直接確認することができる場所に設けられていること。
 - イ 宿泊者等と直接面接することができる構造であること。
- (3) 玄関帳場及びその周囲には、囲いその他宿泊者等の出入りを容易に見通すことができなくなるような設備が設けられていないこと。
- (4) エアシューター、宿泊料等の受渡しを行うことができる客室の小窓等その他宿泊者等が玄関帳場において宿泊に必要な手続を行うことなく宿泊することができる設備が設けられていないこと。
- (5) 施設の設置場所が別表に掲げる区域内にある場合にあつては、前各号に規定するも

ののほか、次の要件を満たすこと。

ア 宿泊者等が車庫又は駐車場から玄関帳場を経由することなく直接客室への出入りを行うことができる構造でないこと。

イ 浴室及びシャワー室は、その内部を外部から容易に見ることができる構造その他性的好奇心をそそるおそれのある構造でないこと。

ウ 動力により振動し、又は回転するベッド、横臥^がしている人の姿態を写す鏡その他性的好奇心をそそるおそれのある設備が備え付けられていないこと。

2 前項の規定は、政令第1条第2項第7号の条例で定める簡易宿所営業の施設の構造設備の基準について準用する。

3 第1項第1号の規定は、政令第1条第3項第5号の条例で定める下宿営業の施設の構造設備の基準について準用する。

(構造設備の基準の一部の適用除外)

第7条 旅館業の施設が旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第4条の3に定める基準に適合する設備を有する場合は、前条第1項第2号から第4号まで及び第5号(アに係る部分に限る。)(これらの規定を同条第2項において準用する場合を含む。)(の規定による構造設備の基準は、適用しない。

2 旅館業の施設が季節的に利用されるものその他特別の事情があるものである場合で、公衆衛生上及び善良の風俗の保持上支障がないと認められるときは、前条第1項各号(同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。)(に掲げる構造設備の基準は、その一部を適用しないことができる。

3 一の区域が別表に掲げる区域となった際現に当該区域内において法第3条第1項の許可を受けている者及びその許可の申請を行っている者並びにこれらの者から当該許可に係る旅館業の施設を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者に係る旅館業の施設について、前条第1項第5号(同条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)(の規定による構造設備の基準に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、同号の規定は、当該区域が同表に掲げる区域となった日以後最初に当該部分について改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをするときまでの間は、適用しない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(一宮市ホテル等の建築の規制に関する条例の廃止)

2 一宮市ホテル等の建築の規制に関する条例(平成5年一宮市条例第14号)は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る旅館業の施設について、第6条第1項(同項第2号イ及び第3号の規定を除くものとし、同条第2項及び第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)(の規定による構造設備の基準に適合しない部分がある場合(昭和60年2月13日(以下「基準日」という。))以後当該部分について改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えがなされた場合

を除く。)においては、当該部分に対しては、同条第1項の規定は、この条例の施行後最初に当該部分について改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをするときまでの間は、適用しない。

- (1) 基準日に現に法第3条第1項の許可を受けていた者
- (2) 基準日に現に前号の許可の申請を行っていた者
- (3) 前2号に掲げる者から当該許可に係る旅館業の施設を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、前3号に掲げる者に準ずる者として市長が認めた者

別表(第6条、第7条関係)

- 1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により都市計画において定められた商業地域(以下「商業地域」という。)以外の区域
- 2 商業地域のうち、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲200メートル以内の区域
 - (1) 第2条第1項各号並びに法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる施設
 - (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校
 - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)
 - (4) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園

[4] 一宮市公衆浴場法施行条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「公衆浴場法」において、市は、公衆浴場の設置の場所の配置の基準並びに換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準について条例を定めることとしています。

2 条例の概要

項目	愛知県	一宮市
普通公衆浴場の設置の場所の配置の基準	普通公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、既設の普通公衆浴場との距離が 220 メートル以上保たれていることとする。ただし、次の 1 から 3 のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 1 普通公衆浴場について法第 2 条第 1 項の許可を受けた者が、当該普通公衆浴場を廃止し、引き続き同一の場所で経営しようとするもの 2 普通公衆浴場の譲渡しがあつた場合において、譲受人が、引き続き同一の場所で経営しようとするもの 3 1、2 に定めるもののほか、土地の状況、人口の密度その他の特別の事情により、知事が公衆衛生上必要があると認めるもの	愛知県と同じ
衛生措置等の基準	1 脱衣室及び浴室は、常に換気に注意し、室内の空気は、二酸化炭素の含有量が 0.1 パーセントを超えないこと。 2 脱衣室及び浴室の照度は、床面において 50 ルクス以上とし、その他入浴者が直接利用する場所の照度は、床面において 20 ルクス以上とすること。 3 浴槽の湯及び上がり湯の温度は、常に適温に保つこと。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
衛生措置等の基準	4 浴槽の湯は、常に満ちているようにし、次に掲げる水質基準を保つこと。 (1) 濁度が5度を超えず、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、薬湯（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品を用いるものに限る。）又は温泉について、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。 ア 全有機炭素（TOC）の量が1リットルにつき8ミリグラムを超えないこと。 イ 過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラムを超えないこと。 (2) 大腸菌群は、1ミリリットルにつき1個を超えないこと。 (3) レジオネラ属菌は、検出されないこと。 5 浴槽の湯は、毎日換水すること。 6 浴槽の湯は、塩素系薬剤を用い、浴槽の湯に含まれる遊離残留塩素濃度を1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つようにして消毒すること。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。 7 浴槽の湯を浄化するためろ過器を設ける場合は、次の措置を講ずること。 (1) ろ過器は、毎週1回以上洗浄して汚れを排出し、及び消毒すること。 (2) 浴槽の湯を浴槽とろ過器の間で循環させるための配管の内部は、毎週1回以上消毒すること。 (3) 集毛器その他浴槽とろ過器の間に設けられた設備は、定期的に清掃し、及び消毒すること。 8 貯湯槽の湯の温度は、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、貯湯槽の湯を消毒する場合は、この限りでない。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
衛生措置等の基準	9 湯栓又は水栓から供給される上がり湯又は水が水道法第 4 条に規定する水質基準に適合していないときは、入浴者の見やすい場所に飲用に適さない旨を表示すること。 10 入浴者には、くし、タオル、かみそり等を貸与しないこと。ただし、入浴者 1 人ごとに消毒した清潔なものを貸与する場合は、この限りでない。 11 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所は、常に清潔を保ち、随時消毒及び昆虫の駆除を行うこと。 12 入浴者の見やすい場所に入浴者が公衆衛生上遵守しなければならない事項を掲示すること。 13 8 歳以上の男女を混浴させないこと。 14 善良な風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真その他の物品を掲げ、又は備えないこと。 15 従業員に風紀を乱すおそれのある服装及び行為をさせないこと。 16 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所には、直接外気に面した開閉のできる窓を設けること。ただし、これに代わる適当な換気装置を設ける場合は、この限りでない。 17 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所は、男女別に区画して設け、相互に、かつ、浴場外から見通すことができない構造とすること。 18 各脱衣室は、次に定める構造とすること。 (1) 入浴者の衣類等を各人ごとに保管できる設備を設けること。 (2) 床面積は、12 平方メートル以上とすること。 19 浴室は、次に定める構造とすること。 (1) 周壁は、床面からおおむね 1 メートルまではコンクリートその他の不浸透性材料で造ること。 (2) 床は、コンクリートその他の不浸透性材料で造り、洗い場での使用水等が停滞しないように適当な勾配を設けること。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
衛生措置等の基準	(3) 上がり湯及び水を十分に供給できる適当な数の湯栓及び水栓を設け、上がり湯及び水が浴槽の湯と交流しない構造とすること。 20 洗い場の床面積は、各浴室ごとに12平方メートル以上とすること。 21 浴槽は、次に定める構造とすること。 (1) 床面積は、各浴室ごとに3平方メートル以上とすること。 (2) 側壁の高さは、浴室の床面からおおむね5センチメートル以上とすること。ただし、洗い場での使用水等が浴槽内に流入しないための必要な措置が講じられている場合は、この限りでない。 22 浴槽内へ流入させる湯又は水が水道法第4条に規定する水質基準に適合していないときは、その流出口は、入浴者が飲用するおそれのない位置に設けること。ただし、入浴者が飲用するおそれのない措置が講じられている場合は、この限りでない。 23 飲用水を供給する設備は、浴室又は脱衣室の入浴者が利用しやすい場所に設けること。 24 排水溝、排水管及び汚水だめは、コンクリートその他の不浸透性材料で造り、臭気の発散、汚水漏れ等を防ぐための必要な措置を講ずること。 25 便所は、脱衣室等入浴者が利用しやすい場所に設け、流水式手洗設備が備えられていること。 26 蒸気室又は熱気室（以下「蒸気室等」という。）を設ける場合には、次に定める基準を満たしていること。 (1) 蒸気室等の床、内壁及び天井は、耐熱性の材料で造ること。 (2) 蒸気室等の床は、汚水が停滞しないように適当な勾配及び排水口を設けること。 (3) 蒸気室等の室内の状態を容易に見通すことのできる構造とすること。 (4) 蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプ等は、直接入浴者の身体に接触しない構造とすること。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
衛生措置等の基準	(5) 蒸気室等の換気を適切に行うため、給気口及び排気口を適当な位置に設けること。 (6) 蒸気室等には、温度調節設備を備えること。 (7) 蒸気室等の室内には、温度計、時計及び非常用ブザーを備えること。 27 屋外に浴槽を設ける場合には、次に定める基準を満たしていること。 (1) 屋外の浴槽その他入浴者が直接利用する場所は、脱衣室、浴室等の屋内から直接出入りできる位置に設けること。 (2) 屋外の浴槽は、不浸透性の構造とすること。 (3) 屋外には、洗い場及び脱衣所を設けないこと。	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和3年4月1日

一宮市公衆浴場法施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)第2条第3項及び第3条第2項の規定に基づき、公衆浴場の設置の場所の配置の基準並びに換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準(以下「衛生措置等の基準」という。)について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 普通公衆浴場 温湯、潮湯又は温泉を使用して、男女各1浴室に同時に多数人を入浴させる公衆浴場であつて、日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。
- (2) その他の公衆浴場 普通公衆浴場以外の公衆浴場をいう。

（設置の場所の配置の基準）

第3条 普通公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、既設の普通公衆浴場との距離が220メートル以上保たれていることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

- (1) 普通公衆浴場について法第2条第1項の許可を受けた者が、当該普通公衆浴場を廃止し、引き続き同一の場所で経営しようとするもの
- (2) 普通公衆浴場の譲渡しがあつた場合において、譲受人が、引き続き同一の場所で経営しようとするもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、土地の状況、人口の密度その他の特別の事情により、市長が公衆衛生上必要があると認めるもの

（衛生措置等の基準）

第4条 公衆浴場の衛生措置等の基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 脱衣室及び浴室は、常に換気に注意し、室内の空気は、二酸化炭素の含有量が0.1パーセントを超えないこと。
- (2) 脱衣室及び浴室の照度は、床面において50ルクス以上とし、その他入浴者が直接利用する場所の照度は、床面において20ルクス以上とすること。
- (3) 浴槽の湯及び上がり湯の温度は、常に適温に保つこと。
- (4) 浴槽の湯は、常に満ちているようにし、次に掲げる水質基準を保つこと。
 - ア 濁度が5度を超えず、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。ただし、薬湯(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品を用いるものに限る。)又は温泉について、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
 - (ア) 全有機炭素(TOC)の量が1リットルにつき8ミリグラムを超えないこと。
 - (イ) 過マンガン酸カリウム消費量が1リットルにつき25ミリグラムを超えないこと。
 - イ 大腸菌群は、1ミリリットルにつき1個を超えないこと。

- ウ レジオネラ属菌は、検出されないこと。
- (5) 浴槽の湯は、毎日換水すること。
- (6) 浴槽の湯は、塩素系薬剤を用い、浴槽の湯に含まれる遊離残留塩素濃度を1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つようにして消毒すること。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- (7) 浴槽の湯を浄化するためのろ過器を設ける場合は、次の措置を講ずること。
- ア ろ過器は、毎週1回以上洗浄して汚れを排出し、及び消毒すること。
- イ 浴槽の湯を浴槽とろ過器の間で循環させるための配管の内部は、毎週1回以上消毒すること。
- ウ 集毛器その他浴槽とろ過器の間に設けられた設備は、定期的に清掃し、及び消毒すること。
- (8) 貯湯槽の湯の温度は、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、貯湯槽の湯を消毒する場合は、この限りでない。
- (9) 湯栓又は水栓から供給される上がり湯又は水が水道法(昭和32年法律第177号)第4条に規定する水質基準に適合していないときは、入浴者の見やすい場所に飲用に適さない旨を表示すること。
- (10) 入浴者には、くし、タオル、かみそり等を貸与しないこと。ただし、入浴者1人ごとに消毒した清潔なものを貸与する場合は、この限りでない。
- (11) 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所は、常に清潔を保ち、随時消毒及び昆虫の防除を行うこと。
- (12) 入浴者の見やすい場所に入浴者が公衆衛生上遵守しなければならない事項を掲示すること。
- (13) 8歳以上の男女を混浴させないこと。
- (14) 善良な風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真その他の物品を掲げ、又は備えないこと。
- (15) 従業員に風紀を乱すおそれのある服装及び行為をさせないこと。
- (16) 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所には、直接外気に面した開閉のできる窓を設けること。ただし、これに代わる適当な換気装置を設ける場合は、この限りでない。
- (17) 脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する場所は、男女別に区画して設け、相互に、かつ、浴場外から見通すことができない構造とすること。
- (18) 各脱衣室は、次に定める構造とすること。
- ア 入浴者の衣類等を各人ごとに保管できる設備を設けること。
- イ 床面積は、12平方メートル以上とすること。
- (19) 浴室は、次に定める構造とすること。
- ア 周壁は、床面からおおむね1メートルまではコンクリートその他の不浸透性材料で造ること。
- イ 床は、コンクリートその他の不浸透性材料で造り、洗い場での使用水等が停滞しないように適当な勾配を設けること。

- ウ 上がり湯及び水を十分に供給できる適当な数の湯栓及び水栓を設け、上がり湯及び水が浴槽の湯と交流しない構造とすること。
- (20) 洗い場の床面積は、各浴室ごとに12平方メートル以上とすること。
- (21) 浴槽は、次に定める構造とすること。
- ア 床面積は、各浴室ごとに3平方メートル以上とすること。
- イ 側壁の高さは、浴室の床面からおおむね5センチメートル以上とすること。ただし、洗い場での使用水等が浴槽内に流入しないための必要な措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (22) 浴槽内へ流入させる湯又は水が水道法第4条に規定する水質基準に適合していないときは、その流出口は、入浴者が飲用するおそれのない位置に設けること。ただし、入浴者が飲用するおそれのない措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (23) 飲用水を供給する設備は、浴室又は脱衣室の入浴者が利用しやすい場所に設けること。
- (24) 排水溝、排水管及び汚水だめは、コンクリートその他の不浸透性材料で造り、臭気の発散、汚水漏れ等を防ぐための必要な措置を講ずること。
- (25) 便所は、脱衣室等入浴者が利用しやすい場所に設け、流水式手洗設備が備えられていること。
- (26) 蒸気室又は熱気室(以下この号において「蒸気室等」という。)を設ける場合には、次に定める基準を満たしていること。
- ア 蒸気室等の床、内壁及び天井は、耐熱性の材料で造ること。
- イ 蒸気室等の床は、汚水が停滞しないように適当な勾配及び排水口を設けること。
- ウ 蒸気室等の室内の状態を容易に見通すことのできる構造とすること。
- エ 蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプ等は、直接入浴者の身体に接触しない構造とすること。
- オ 蒸気室等の換気を適切に行うため、給気口及び排気口を適当な位置に設けること。
- カ 蒸気室等には、温度調節設備を備えること。
- キ 蒸気室等の室内には、温度計、時計及び非常用ブザーを備えること。
- (27) 屋外に浴槽を設ける場合には、次に定める基準を満たしていること。
- ア 屋外の浴槽その他入浴者が直接利用する場所は、脱衣室、浴室等の屋内から直接出入りできる位置に設けること。
- イ 屋外の浴槽は、不浸透性の構造とすること。
- ウ 屋外には、洗い場及び脱衣所を設けないこと。

(衛生措置等の基準の特例)

第5条 普通公衆浴場の営業者は、その講じなければならない衛生措置等の基準のうち、前条第18号イ、第20号及び第21号アに定める基準について、土地及び利用者の状況その他特別の理由によりこれらの基準により難しい場合であつて、かつ、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、これらの基準によらないことができる。

- 2 普通公衆浴場の営業者は、一の浴室に入浴に介助を必要とする者及びその者を介助する者のみを入浴させる場合であつて、かつ、市長が風紀上支障がないと認めた場合は、前条第13号に定める基準によらないことができる。

- 3 その他の公衆浴場の営業者は、その講じなければならない衛生措置等の基準のうち、前条第13号、第17号、第18号イ、第19号、第20号及び第21号アに定める基準について、利用目的又は利用形態により、これらの基準により難しい場合であつて、かつ、市長が公衆衛生上及び風紀上支障がないと認めた場合は、これらの基準によらないことができる。ただし、同条第13号に定める基準にあつては、一の浴室に入浴に介助を必要とする者及びその者を介助する者のみを入浴させる場合並びに同時に多数人を入浴させる浴室に衣類を着用する者のみを入浴させる場合に限る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和61年6月24日より前に浴場業を営む者について相続又は合併があつた場合における法第2条第1項の許可に係る公衆浴場の設置の場所の配置の基準については、第3条の規定は、適用しない。

[5] 一宮市理容師法施行条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「理容師法」及び「理容師法施行令」において、市は、理容の業を行う場合に講ずべき措置、理容所について講ずべき措置及び理容所以外の場所で業務を行うことができる場合について条例を定めることができるとしています。

2 条例の概要

項目	愛知県	一宮市
理容の業を行う場合に講ずべき衛生措置	1 清潔な作業衣を着用し、かつ、顔そり等の顔面の作業を行うときは、清潔なマスクを使用すること。 2 手指のつめを短くし、客1人ごとに、作業の前に手指を洗うこと。 3 首巻、枕当て等は、消毒した布又は清潔な紙製品を使用し、かつ、客1人ごとに取り替えること。 4 客用の被布は、清潔なものを使用すること。 5 化粧品その他の物で衛生上有害のおそれがあるものは、使用しないこと。 6 石けんは、粉末又は液体のものを使用すること。 7 消毒した布及び器具は、消毒していない物と区分し、清潔な容器に納めること。 8 喫煙をし、又は酒気を帯びて理容の作業を行わないこと。 9 理容師法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所において理容の業を行う場合には、1から8に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を講ずること。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
理容の業を行う場合に講ずべき衛生措置	(1) 次に掲げる物を携行すること。 ア 作業に必要な数の消毒した布及び器具並びにこれらを納めることができる清潔な容器 イ 使用済みの器具を安全に納めることができる容器 ウ 消毒薬及び石けん エ 外傷に対する処置に必要な救急薬品等 (2) 作業終了後は、作業を行った場所を清掃し、清潔にすること。	愛知県と同じ
理容所について講ずべき衛生措置	1 理容所には、理容の作業を行う場所（以下「作業所」という。）と待合所とを区分して設けること。 2 作業所の床面積は、理容いす2台までは13平方メートル以上とし、理容いす1台を増すごとに4平方メートル以上増すこと。 3 待合所の床面積は、作業所の床面積の8分の1以上とすること。 4 洗い場及び洗髪設備は、排水が完全に行われるよう設備すること。ただし、洗髪設備にあつては、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。 5 皮膚に接する器具を消毒する設備は、1箇所とすること。	愛知県における5の基準については、消毒する設備を設けることとし、設置場所を1箇所には限定しないこととします。 その他の措置については、愛知県と同じとします。

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
理容所以外の 場所で業務を 行うことがで きる場合	1 港内に停泊中の船舶内において、その乗組員に対して理容を行う場合 2 社会福祉施設に入所している者に対して理容を行う場合 3 1、2に掲げる場合のほか、知事が特別の事情があるものとして承認した場合	愛知県における 1 の基準については、市内に港がないことから、規定しないこととします。 愛知県における 2 の基準については、次のとおり、社会福祉施設の定義を明確にすることとします。 「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項各号（第 5 号及び第 7 号を除く。）に規定する施設に入所している者に対して理容を行う場合」 また、愛知県の基準に加えて、昨今の災害の頻発化に鑑み、次のとおり追加することとします。 「避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して理容を行う場合」

3 施行予定日

令和 3 年 4 月 1 日

一宮市理容師法施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)及び理容師法施行令(昭和28年政令第232号。第4条において「政令」という。)の規定に基づき、理容の業を行う場合に講ずべき措置、理容所について講ずべき措置及び理容所以外の場所で業務を行うことができる場合について定めるものとする。

（理容の業を行う場合に講ずべき措置）

第2条 法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 清潔な作業衣を着用し、かつ、顔そり等の顔面の作業を行うときは、清潔なマスクを使用すること。
- (2) 手指の爪を短くし、客1人ごとに、作業の前に手指を洗うこと。
- (3) 首巻、枕当て等は、消毒した布又は清潔な紙製品を使用し、かつ、客1人ごとに取替えること。
- (4) 客用の被布は、清潔なものを使用すること。
- (5) 化粧品その他の物で衛生上有害のおそれがあるものは、使用しないこと。
- (6) 石けんは、粉末又は液体のものを使用すること。
- (7) 消毒した布及び器具は、消毒していない物と区分し、清潔な容器に納めること。
- (8) 喫煙をし、又は酒気を帯びて理容の作業を行わないこと。
- (9) 法第6条の2ただし書の規定により理容所以外の場所において理容の業を行う場合には、前各号に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を講ずること。

ア 次に掲げる物を携行すること。

- (ア) 作業に必要な数の消毒した布及び器具並びにこれらを納めることができる清潔な容器
- (イ) 使用済みの器具を安全に納めることができる容器
- (ウ) 消毒薬及び石けん
- (エ) 外傷に対する処置に必要な救急薬品等

イ 作業終了後は、作業を行った場所を清掃し、清潔にすること。

（理容所について講ずべき措置）

第3条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 理容所には、理容の作業を行う場所(以下この条において「作業所」という。)と待合所とを区分して設けること。
- (2) 作業所の床面積は、理容椅子2台までは13平方メートル以上とし、理容椅子1台を増すごとに4平方メートル以上増すこと。
- (3) 待合所の床面積は、作業所の床面積の8分の1以上とすること。
- (4) 洗い場及び洗髪設備は、排水が完全に行われるよう設備すること。ただし、洗髪設備にあっては、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- (5) 皮膚に接する器具を消毒する設備を設けること。

（理容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第4条 政令第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項各号(第5号及び第7号を除く。)に規定する施設に入所している者に対して理容を行う場合
- (2) 避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して理容を行う場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の事情があるものとして承認した場合

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

[6] 一宮市医療法施行条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「医療法」において、市は、専属の薬剤師を置かなければならない診療所の基準について条例を定めることとしています。

「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいいます。

2 条例の概要

項目	愛知県	一宮市
専属薬剤師の 設置基準	医師が常時 3 人以上勤務する 診療所には、専属の薬剤師を置 かなければならない。	愛知県と同じ ※医療法施行規則第 6 条の 6 で 定める基準と同じです。

3 施行予定日

令和 3 年 4 月 1 日

一宮市医療法施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)の施行に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（専属薬剤師の設置基準）

第2条 法第18条本文の規定により条例で定める専属の薬剤師の設置の基準は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。)第6条の6で定める基準をもって、その基準とする。

（省令の改正に伴う措置）

第3条 市長は、前条に定める規定に関して省令が改正された場合は、速やかに当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

[7] 一宮市クリーニング業法施行条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「クリーニング業法」において、市は、クリーニング所について営業者が講じなければならない措置について条例を定めることができるとしています。

2 条例の概要

項目	愛知県	一宮市
営業者が講じなければならない衛生措置	1 クリーニング所は、住居及び他の営業の用に供する施設と区画し、かつ、他の用途に使用しないこと。 2 クリーニング所は、洗濯物の処理又は受取及び引渡しに必要な広さを有するものとし、採光又は照明及び換気を十分に行うこと。 3 クリーニング所の設備及び洗濯物を運搬するための容器は、月1回以上消毒すること。 4 クリーニング所内のねずみ及び昆虫の駆除に努めること。 5 洗濯場の側壁は、その床から少なくとも高さ50センチメートルまでの部分は、耐水性の材料を使用すること。 6 洗濯場には、洗濯に使用する薬品を保管する設備を備えること。 7 仕上場の床は、板又は耐水性の材料を使用すること。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
営業者が講じなければならない衛生措置	8 仕上場には、洗濯物の仕上げを行うための専用の作業台その他の設備を備えること。 9 クリーニング業法施行規則第1条各号に規定する洗濯物は、その消毒が終わり、又は消毒の効果を有する方法によりなされる洗濯が終わるまでは、専用の棚又は容器に収めること。	愛知県と同じ
上記措置に加えて、ドライクリーニングの溶剤としてテトラクロロエチレンを使用するクリーニング所の営業者が講じなければならない衛生措置	1 テトラクロロエチレン及び使用済みのテトラクロロエチレンを含む汚染物（以下「テトラクロロエチレン等」という。）を保管する場所は、床が不浸透性の材料で作られ、直射日光を避け、かつ、雨水の浸入を防止することができる構造とすること。 2 テトラクロロエチレン等は、密閉することができる耐溶剤性の容器に保管すること。 3 テトラクロロエチレンを溶剤として使用するドライクリーニング機械には、排液処理装置及び溶剤蒸気回収装置を備えること。ただし、排液処理装置については、他の方法により排液を適正に処理することができることと認められる場合は、この限りでない。	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和3年4月1日

一宮市クリーニング業法施行条例（案）

（クリーニング所の衛生措置）

第1条 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) クリーニング所は、住居及び他の営業の用に供する施設と区画し、かつ、他の用途に使用しないこと。
- (2) クリーニング所は、洗濯物の処理又は受取及び引渡しに必要な広さを有するものとし、採光又は照明及び換気を十分に行うこと。
- (3) クリーニング所の設備及び洗濯物を運搬するための容器は、月1回以上消毒すること。
- (4) クリーニング所内は、ねずみ及び昆虫等の防除を行うこと。
- (5) 洗濯場の側壁は、その床から少なくとも高さ50センチメートルまでの部分は、耐水性の材料を使用すること。
- (6) 洗濯場には、洗濯に使用する薬品を保管する設備を備えること。
- (7) 仕上場の床は、板又は耐水性の材料を使用すること。
- (8) 仕上場には、洗濯物の仕上げを行うための専用の作業台その他の設備を備えること。
- (9) クリーニング業法施行規則(昭和25年厚生省令第35号)第1条各号に規定する洗濯物は、その消毒が終わり、又は消毒の効果を有する方法によりなされる洗濯が終わるまでは、専用の棚又は容器に収めること。

（テトラクロロエチレンを使用するクリーニング所の衛生措置）

第2条 ドライクリーニングの溶剤としてテトラクロロエチレンを使用するクリーニング所にあつては、前条各号に定めるもののほか、次の措置を講じなければならない。

- (1) テトラクロロエチレン及び使用済みのテトラクロロエチレンを含む汚染物(次号において「テトラクロロエチレン等」という。)を保管する場所は、床が不浸透性の材料で作られ、直射日光を避け、かつ、雨水の浸入を防止することができる構造とすること。
- (2) テトラクロロエチレン等は、密閉することができる耐溶剤性の容器に保管すること。
- (3) テトラクロロエチレンを溶剤として使用するドライクリーニング機械には、排液処理装置及び溶剤蒸気回収装置を備えること。ただし、排液処理装置については、他の方法により排液を適正に処理することができると認められる場合は、この限りでない。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

[8] 一宮市一般と畜場の構造設備の基準に関する条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「と畜場法」及び「と畜場法施行令」において、市は、一般と畜場の構造設備の基準について条例を定めることができるとしています。

なお、現在一宮市には、一般と畜場はありません。

「一般と畜場」とは、通例として生後1年以上の牛若しくは馬又は1日に10頭を超える獣畜をとさつし、又は解体する規模を有すると畜場をいいます。

2 条例の概要

項目	愛知県	一宮市
一般と畜場の構造設備の基準	1 と畜場の周囲には、外部から見えないよう障壁その他の遮へい設備が設けられていること。 2 獣畜を運搬する車両その他の運搬具を洗浄する設備を有すること。	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和3年4月1日

一宮市一般と畜場の構造設備の基準に関する条例（案）

と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第1条第11号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） と畜場の周囲には、外部から見えないよう障壁その他の遮へい設備が設けられていること。
- （2） 獣畜を運搬する車両その他の運搬具を洗浄する設備を有すること。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

[9] 一宮市美容師法施行条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「美容師法」及び「美容師法施行令」において、市は、美容の業を行う場合に講ずべき措置、美容所について講ずべき措置及び美容所以外の場所で業務を行うことができる場合について条例を定めることができるとしています。

2 条例の概要

項目	愛知県	一宮市
美容の業を行う場合に講ずべき衛生措置	1 清潔な作業衣を着用し、かつ、化粧等の顔面の作業を行うときは、清潔なマスクを使用すること。 2 手指のつめを短くし、客1人ごとに、作業の前に手指を洗うこと。 3 首巻、枕当て等は、消毒した布又は清潔な紙製品を使用し、かつ、客1人ごとに替えること。 4 客用の被布は、清潔なものを使用すること。 5 化粧品その他の物で衛生上有害のおそれがあるものは、使用しないこと。 6 石けんは、粉末又は液体のものを使用すること。 7 消毒した布及び器具は、消毒していない物と区分し、清潔な容器に納めること。 8 喫煙をし、又は酒気を帯びて美容の作業を行わないこと。 9 美容師法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行う場合には、1から8に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を講ずること。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
美容の業を行う場合に講ずべき衛生措置	(1) 次に掲げる物を携行すること。 ア 作業に必要な数の消毒した布及び器具並びにこれらを納めることができる清潔な容器 イ 使用済みの器具を安全に納めることができる容器 ウ 消毒薬及び石けん エ 外傷に対する処置に必要な救急薬品等 (2) 作業終了後は、作業を行った場所を清掃し、清潔にすること。	愛知県と同じ
美容所について講ずべき衛生措置	1 美容所には、美容の作業を行う場所（以下「作業所」という。）と待合所とを区分して設けること。 2 作業所の床面積は、美容いす2台までは13平方メートル以上とし、美容いす1台を増すごとに3平方メートル以上増すこと。 3 待合所の床面積は、作業所の床面積の8分の1以上とすること。 4 洗い場及び洗髪設備は、排水が完全に行われるよう設備すること。ただし、洗髪設備にあつては、知事が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。 5 皮膚に接する器具を消毒する設備は、1箇所とすること。	愛知県における5の基準については、消毒する設備を設けることとし、設置場所を1箇所には限定しないこととします。 その他の措置については、愛知県と同じとします。

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
美容所以外の 場所で業務を 行うことがで きる場合	1 社会福祉施設に入所している者に対して美容を行う場合 2 1に掲げる場合のほか、知事が特別の事情があるものとして承認した場合	愛知県における 1 の基準については、次のとおり、社会福祉施設の定義を明確にすることとします。 「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項各号（第 5 号及び第 7 号を除く。）に規定する施設に入所している者に対して美容を行う場合」 また、愛知県の基準に加えて、昨今の災害の頻発化に鑑み、次のとおり追加することとします。 「避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して美容を行う場合」

3 施行予定日

令和 3 年 4 月 1 日

一宮市美容師法施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)及び美容師法施行令(昭和32年政令第277号。第4条において「政令」という。)の規定に基づき、美容の業を行う場合に講ずべき措置、美容所について講ずべき措置及び美容所以外の場所で業務を行うことができる場合について定めるものとする。

（美容の業を行う場合に講ずべき措置）

第2条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 清潔な作業衣を着用し、かつ、化粧等の顔面の作業を行うときは、清潔なマスクを使用すること。
- (2) 手指の爪を短くし、客1人ごとに、作業の前に手指を洗うこと。
- (3) 首巻、枕当て等は、消毒した布又は清潔な紙製品を使用し、かつ、客1人ごとに取り替えること。
- (4) 客用の被布は、清潔なものを使用すること。
- (5) 化粧品その他の物で衛生上有害のおそれがあるものは、使用しないこと。
- (6) 石けんは、粉末又は液体のものを使用すること。
- (7) 消毒した布及び器具は、消毒していない物と区分し、清潔な容器に納めること。
- (8) 喫煙をし、又は酒気を帯びて美容の作業を行わないこと。
- (9) 法第7条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行う場合には、前各号に掲げる措置のほか、次に掲げる措置を講ずること。

ア 次に掲げる物を携行すること。

- (ア) 作業に必要な数の消毒した布及び器具並びにこれらを納めることができる清潔な容器
- (イ) 使用済みの器具を安全に納めることができる容器
- (ウ) 消毒薬及び石けん
- (エ) 外傷に対する処置に必要な救急薬品等

イ 作業終了後は、作業を行った場所を清掃し、清潔にすること。

（美容所について講ずべき措置）

第3条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 美容所には、美容の作業を行う場所(以下この条において「作業所」という。)と待合所とを区分して設けること。
- (2) 作業所の床面積は、美容椅子2台までは13平方メートル以上とし、美容椅子1台を増すごとに3平方メートル以上増すこと。
- (3) 待合所の床面積は、作業所の床面積の8分の1以上とすること。
- (4) 洗い場及び洗髪設備は、排水が完全に行われるよう設備すること。ただし、洗髪設備にあっては、市長が公衆衛生上支障がないと認めた場合は、この限りでない。
- (5) 皮膚に接する器具を消毒する設備を設けること。

（美容所以外の場所で業務を行うことができる場合）

第4条 政令第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項各号(第5号及び第7号を除く。)に規定する施設に入所している者に対して美容を行う場合
- (2) 避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して美容を行う場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別の事情があるものとして承認した場合

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

[10] 一宮市動物の愛護及び管理に関する条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「動物の愛護及び管理に関する法律」において、市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするために必要な措置について条例を定めることができるとしています。なお、愛知県の「動物の愛護及び管理に関する条例」における犬による危害の防止に関する規定は、保健所を設置する市（一宮市）には適用されないことになっています。

2 条例の概要

項目	愛知県	一宮市
動物の飼い主の遵守事項	1 適正にえさ及び水を与えること。 2 寄生虫の防除、疾病の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した場合は、適切な措置を講ずること。 3 必要に応じて適正な飼養施設を設け、当該飼養施設の構造及び規模に応じた種類及び数の動物を飼養すること。 4 汚物及び汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔に保つこと。 5 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと。 6 異常な鳴き声若しくは臭気、飛散する毛若しくは羽毛又は発生する多数のねずみ若しくははえその他の害虫により人に迷惑をかけないこと。 7 逃走した場合は、自ら搜索し、収容すること。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
飼い犬の係留義務	犬の飼い主は、その所有し、又は占有する犬（以下「飼い犬」という。）を、一定の場所に、綱、鎖その他の物によってつないでおかなければならない。ただし、次の 1 から 4 のいずれかに該当するときは、この限りでない。 1 警察犬、狩猟犬又は盲導犬をその目的のために使用するとき。 2 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所又は方法で、飼い犬を訓練し、運動させ、又は移動させるとき。 3 自己の所有し、又は占有する場所において、おり、さく、塀等の囲いを設けて飼い犬を収容するとき。 4 その他規則で定めるとき。	愛知県における 1 の基準については、災害救助犬、身体障害者補助犬も対象であることを明確にすることとします。 その他の義務については、愛知県と同じとします。 また、愛知県の基準に加えて、次のとおり追加することとします。 「前項に規定するもののほか、犬の飼い主は、飼い犬を訓練し、運動させ、又は移動させるときは、害の発生を制止できるように常に監視しなければならない。」
事故発生時の措置	犬の飼い主は、飼い犬が人をかんだときは、その事実を知った時から 48 時間以内に届け出なければならない。また、狂犬病の疑いの有無についてその飼い犬を獣医師に検診させなければならない。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
措置命令	・飼い犬をつないでいないときは、犬の飼い主に対し、(1)(2)の措置をとるべきことを命ずることができる。 (1) 飼い犬を一定の場所に綱、鎖その他の物によってつなぐこと。 (2) 自己の所有し、又は占有する場所において、おり、柵、塀等の囲いを設けて飼い犬を収容すること。 ・飼い犬が人の生命、身体又は財産に害を加えたとき等は、犬の飼い主に対し、飼い犬に口輪をかけること等の措置をとるべきことを命ずることができる。	愛知県と同じ
野犬等の抑留及びその通知等	・飼い主のない犬又は係留義務に違反してつながれていない飼い犬(以下「野犬等」という。)がいる場合は、野犬等を捕獲のうえ抑留することができる。 ・野犬等による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため緊急の必要があり、かつ、捕獲することについて著しく困難な事情があるときは、抑留を行うため、区域及び期間を定めて、薬物を使用して野犬等を捕獲することができる。この場合、被害を及ぼさないように、当該区域内及びその近隣の住民に対して、その旨を周知する。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
野犬等の抑留及びその通知等	・野犬等を抑留したときは、飼い主の知れているものについてはその飼い主に引き取るべき旨を通知し、飼い主の知れていないものについてはその野犬等を捕獲した旨を2日間掲示する。 ・通知又は掲示をした場合において、飼い主が通知を受け取った日又は掲示期間満了の日後1日以内にその野犬等を引き取らないときは、処分することができる。ただし、飼い主から、やむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない旨等の申出があったときは、申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。	愛知県と同じ
費用の負担	犬の飼い主は、飼い犬を抑留されたときは、抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用を負担しなければならない。	愛知県と同じ
報告の徴収等	飼い主に対し、飼養施設の状況等に関し報告を求めることができる。また、飼養施設を設置する場所等に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査したり、関係人に質問することができる。	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和3年4月1日

一宮市動物の愛護及び管理に関する条例（案）

目次

- 第1章 総則(第1条―第4条)
- 第2章 飼い主の遵守事項(第5条)
- 第3章 犬による危害の防止等(第6条―第12条)
- 第4章 雑則(第13条―第16条)
- 第5章 罰則(第17条―第19条)
- 付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)の規定に基づき、動物の適正な取扱いその他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (2) 飼養施設 動物を飼養し、又は保管するための施設をいう。

(市の責務)

第3条 市は、動物の愛護及び適正な飼養についての市民の関心及び理解を深めるため、動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、動物の愛護に努めるとともに、市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 飼い主の遵守事項

第5条 飼い主は、その所有し、又は占有する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適正に飼料及び水を与えること。
- (2) 寄生虫の防除、疾病の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した場合は、適切な措置を講ずること。
- (3) 必要に応じて適正な飼養施設を設け、当該飼養施設の構造及び規模に応じた種類及び数の動物を飼養すること。
- (4) 汚物及び汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔に保つこと。
- (5) 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと。
- (6) 異常な鳴き声若しくは臭気、飛散する毛若しくは羽毛又は発生する多数のねずみ若しくははえその他の害虫により、人に迷惑をかけないこと。
- (7) 動物が逃走した場合は、自ら搜索し、収容すること。

2 飼い主は、その所有し、又は占有する動物を、可能な限り、その終生にわたり飼養す

るよう努めなければならない。

第3章 犬による危害の防止等

(飼い犬の係留義務等)

第6条 犬の飼い主は、その所有し、又は占有する犬(以下「飼い犬」という。)を、一定の場所に綱、鎖その他の物によってつないでおかなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 警察犬、狩猟犬、災害救助犬又は身体障害者補助犬その他市長が定める使役犬をその目的のために使用するとき。
- (2) 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所又は方法で、飼い犬を訓練し、運動させ、又は移動させるとき。
- (3) 自己の所有し、又は占有する場所において、おり、柵、塀等の囲いを設けて飼い犬を収容するとき。
- (4) 前3号に掲げるときのほか、規則で定めるとき。

2 前項に規定するもののほか、犬の飼い主は、飼い犬を訓練し、運動させ、又は移動させるときは、害の発生を制止できるよう常に監視しなければならない。

(事故発生時の措置)

第7条 犬の飼い主は、飼い犬が人をかんだときは、その事実を知った時から48時間以内に、その旨を市長に届け出るとともに、狂犬病の疑いの有無についてその飼い犬を獣医師に検診させなければならない。

(措置命令)

第8条 市長は、第6条第1項の規定に違反して飼い犬をつないでいないときは、当該犬の飼い主に対し、期限を定めて、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 飼い犬を一定の場所に綱、鎖その他の物によってつなぐこと。
 - (2) 自己の所有し、又は占有する場所において、おり、柵、塀等の囲いを設けて飼い犬を収容すること。
- 2 市長は、飼い犬が人の生命、身体又は財産に害を加えたとき又は加えるおそれがあると認めるときは、当該犬の飼い主に対し、期限を定めて、飼い犬に口輪をかけることその他飼い犬による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(野犬等の抑留)

第9条 市長は、飼い主のない犬又は第6条第1項の規定に違反してつながれていない飼い犬(以下「野犬等」という。)があると認めるときは、これを抑留することができる。

- 2 市長は、前項の規定による抑留を行うため、あらかじめ指定した職員に、捕獲用器材を使用して、野犬等を捕獲させることができる。
- 3 市長は、野犬等による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため緊急の必要があり、かつ、前項の規定により捕獲することについて著しく困難な事情があると認めるときは、第1項の規定による抑留を行うため、区域及び期間を定めて、あらかじめ指定した職員に、薬物を使用して野犬等を捕獲させることができる。この場合において、市長は、人の生命、身体又は財産に対する被害を及ぼさないように、当該区域内及びその近隣の住民に対して、その旨を周知しなければならない。

- 4 前項の規定による捕獲及び住民に対する周知の方法は、規則で定める。
- 5 第2項及び第3項の規定により野犬等の捕獲を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(野犬等の抑留に係る通知等)

第10条 市長は、前条第1項の規定により野犬等を抑留したときは、飼い主の知れているものについてはその飼い主にこれを引き取るべき旨を通知し、飼い主の知れていないものについてはその野犬等を捕獲した旨を2日間規則で定める場所に掲示しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による通知又は掲示をした場合において、飼い主が通知を受け取った日又は掲示期間満了の日後1日以内にその野犬等を引き取らないときは、これを処分することができる。ただし、飼い主から、やむを得ない理由によりこの期間内に引き取ることができない旨及び相当の期間内に引き取るべき旨の申出があったときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

(負傷動物の収容等に係る準用規定)

第11条 前条の規定は、法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定による犬若しくは猫の引取り又は法第36条第2項に規定する動物の収容をした場合に準用する。この場合において、前条第1項中「前条第1項の規定により野犬等を抑留したとき」とあるのは「法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定による犬若しくは猫の引取り又は法第36条第2項に規定する動物の収容をしたとき」と、「その野犬等を捕獲した旨」とあるのは「その犬若しくは猫を引き取り、又は同条に規定する動物を収容した旨」と、同条第2項中「その野犬等」とあるのは「その犬若しくは猫又は法第36条に規定する動物」と読み替えるものとする。

(費用の負担)

第12条 犬の飼い主は、第9条第1項の規定により飼い犬を抑留されたときは、抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用を負担しなければならない。

第4章 雑則

(報告の徴収等)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主に対し、飼養施設の状況、動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護監視員)

第14条 市長は、前条第1項の規定による立入検査等、動物の飼養状況の監視その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護監視員を置く。

- 2 前項の動物愛護監視員は、市の職員であって獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する者をもって充てる。

(経過措置)

第15条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第17条 第8条の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

[11] 一宮市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「児童福祉法」に基づき、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものです。

2 条例の概要

国が定める省令に従い定めるべきものは当該基準のとおりとし、その他独自基準としては次のとおりとします。

項目	愛知県	一宮市
暴力団の排除	指定に係る申請者の要件及び事業の運営について、暴力団を排除することを規定。	愛知県と同じ
費用の請求等に係る記録の整備	指定通所支援に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から 5 年間保存しなければならない。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
非常災害対策 (児童発達支援、 医療型児童発達 支援、放課後等デ イサービス)	・消火設備その他の非常災害に際して必要な整備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に障害児の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備しなければならない。 ・非常災害に備えるため、同項の計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。 ・非常災害時の障害児の安全及び障害児に対する適切な処遇の確保を図るため、市町村、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和3年4月1日

一宮市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定障害児通所支援事業者の指定に係る申請者の要件）

第2条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- （1） 法人であること。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、この限りでない。
- （2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は役員に暴力団員がいる法人その他の団体でないこと。

（指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第3条 法第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準は、次条から第8条までに定めるところによる。

（指定通所支援の事業に係る一般原則）

第4条 指定障害児通所支援事業者等（法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下同じ。）は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

- 2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立って指定通所支援を提供するよう努めなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（児童発達支援等に係る指定通所支援の事業に係る非常災害対策）

第5条 児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに係る指定通所支援の事業を行う者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、

震災、風水害、火災その他の非常災害時に障害児の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。

- 2 前項に規定する者は、非常災害に備えるため、同項の計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 第1項に規定する者は、非常災害時の障害児の安全及び障害児に対する適切な処遇の確保を図るため、市、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。

(指定通所支援に要した費用の請求等に係る記録の整備等)

第6条 指定障害児通所支援事業者等は、指定通所支援に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第7条 指定障害児通所支援事業者等は、その事業の運営に当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(指定通所支援の事業に係るその他の基準)

第8条 第4条から前条までに定めるものを除くほか、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「省令」という。)に定めるとおりとする。

(基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第9条 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定めるものは、次条及び第11条に定めるところによる。

(準用)

第10条 第4条から第7条までの規定は、児童発達支援又は放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業を行う者について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項、第5条第1項並びに第6条中「指定通所支援」とあるのは、「基準該当通所支援」と読み替えるものとする。

(基準該当通所支援の事業に係るその他の基準)

第11条 前条に定めるものを除くほか、基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定めるとおりとする。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

[12] 一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営等に関する基準等を定めるものです。

2 条例の概要

- ・ 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等
- ・ 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等
- ・ 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
- ・ 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
- ・ 福祉ホームの設備及び運営に関する基準
- ・ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

上記の基準を規定します。なお、国が定める省令に従い定めるべきものは当該基準のとおりとし、その他独自基準としては次のとおりとします。

項目	対象 サービス	愛知県	一宮市
暴力団の排除	障害福祉サービス等全般	指定に係る申請者の要件及び事業の運営について、暴力団を排除することを規定。	愛知県と同じ
費用の請求等に係る記録の整備	障害福祉サービス等全般	サービスに要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から 5 年間保存しなければならない。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	対象 サービス	愛知県	一宮市
非常災害対策	訪問系サービスを除く 障害福祉サービス等全般	・消火設備その他の非常災害に際して必要な整備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備しなければならない。 ・非常災害に備えるため、同項の計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。 ・非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、県、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和3年4月1日

一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例
(案)

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等(第2条―第11条)

第3章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等(第12条―第15条)

第4章 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(第16条―第18条)

第5章 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(第19条―第22条)

第6章 福祉ホームの設備及び運営に関する基準(第23条―第26条)

第7章 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(第27条―第29条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号(法第37条第2項、第38条第3項(法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。))及び第41条第4項において準用する場合を含む。)、第41条の2第1項各号、第43条第1項及び第2項、第44条第1項及び第2項、第80条第1項並びに第84条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等

(指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者の要件)

第2条 法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 法人であること。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請については、この限りでない。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は役員に暴力団員がいる法人その他の団体でないこと。

(指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 法第41条の2第1項各号並びに法第43条第1項及び第2項の条例で定める基準は、次条から第8条までに定めるところによる。

(指定障害福祉サービスの事業に係る一般原則)

第4条 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者は、利用者(障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。以下この章において同じ。)の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施する

ことその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障害福祉サービスの事業を行う者(以下「指定障害福祉サービス事業者」という。)は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(療養介護等の事業に係る指定障害福祉サービスの事業に係る非常災害対策)

第5条 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。

- 2 前項に規定する者は、非常災害に備えるため、同項の計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。
- 3 第1項に規定する者は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、市、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。

(指定障害福祉サービスに要した費用の請求等に係る記録の整備等)

第6条 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスに要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から5年間保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第7条 指定障害福祉サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利用することとならないようにしなければならない。

(指定障害福祉サービスの事業に係るその他の基準)

第8条 第4条から前条までに定めるものを除くほか、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準省令」という。)に定めるとおりとする。

(基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第9条 法第30条第1項第2号イの条例で定めるものは、次条及び第11条に定めるところによる。

(準用)

第10条 第5条の規定は、就労継続支援B型(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。)に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者について準用す

る。

- 2 第6条及び第7条の規定は、基準該当障害福祉サービスの事業を行う者について準用する。この場合において、第6条中「指定障害福祉サービスに」とあるのは、「基準該当障害福祉サービスに」と読み替えるものとする。

(基準該当障害福祉サービスの事業に係るその他の基準)

- 第11条** 前条に定めるものを除くほか、基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、指定障害福祉サービス等基準省令に定めるとおりとする。

第3章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等

(指定障害者支援施設の指定に係る申請者の要件)

- 第12条** 法第38条第3項(法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 役員に暴力団員がいる法人でないこと。

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準)

- 第13条** 法第44条第1項及び第2項の条例で定める基準は、次条及び第15条に定めるところによる。

(準用)

- 第14条** 第4条から第7条までの規定は、指定障害者支援施設について準用する。この場合において、第4条第1項中「障害者及び障害児」とあるのは「障害者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「施設障害福祉サービスを」と、同条第2項中「利用者又は障害児の保護者」とあるのは「利用者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「施設障害福祉サービスを」と、第6条中「指定障害福祉サービスに」とあるのは「施設障害福祉サービスに」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

- 第15条** 前条に定めるものを除くほか、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号)に定めるとおりとする。

第4章 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準)

- 第16条** 障害福祉サービス事業(法第80条第1項に規定する障害福祉サービス事業に限る。以下この章において同じ。)に係る同項の規定による条例で定める基準は、次条及び第18条に定めるところによる。

(準用)

- 第17条** 第4条、第5条及び第7条の規定は、障害福祉サービス事業を行う者について準用する。この場合において、第4条第1項中「障害者及び障害児」とあるのは「障害者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「障害福祉サービスを」と、同条第2項中「利用者又は障害児の保護者」とあるのは「利用者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「障害福祉サービスを」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第18条 前条に定めるものを除くほか、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)に定めるとおりとする。

第5章 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準

(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準)

第19条 地域活動支援センターに係る法第80条第1項の規定による条例で定める基準は、次条から第22条までに定めるところによる。

(地域活動支援センターに係る一般原則)

第20条 地域活動支援センターは、利用者(地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下この項において同じ。)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 第4条第2項及び第3項の規定は、地域活動支援センターについて準用する。この場合において、同条第2項中「、利用者」とあるのは「、利用者(地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下この条において同じ。)」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「サービスを」と読み替えるものとする。

(準用)

第21条 第5条から第7条までの規定は、地域活動支援センターについて準用する。この場合において、第5条第1項中「利用者」とあるのは「利用者(地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。第3項において同じ。)」と、第6条中「指定障害福祉サービスに」とあるのは「地域生活支援事業に係るサービスに」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第22条 前2条に定めるものを除くほか、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号)に定めるとおりとする。

第6章 福祉ホームの設備及び運営に関する基準

(福祉ホームの設備及び運営に関する基準)

第23条 福祉ホームに係る法第80条第1項の規定による条例で定める基準は、次条から第26条までに定めるところによる。

(福祉ホームに係る一般原則)

第24条 福祉ホームは、利用者(福祉ホームを利用する障害者をいう。)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の

供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 2 第4条第2項及び第3項並びに第20条第2項の規定は、福祉ホームについて準用する。この場合において、第4条第2項中「利用者又は障害児の保護者」とあるのは「利用者(福祉ホームを利用する障害者をいう。以下この条において同じ。)」と、「当該利用者又は障害児の保護者」とあるのは「当該利用者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「サービスを」と読み替えるものとする。

(準用)

第25条 第5条から第7条までの規定は、福祉ホームについて準用する。この場合において、第5条第1項中「利用者」とあるのは「利用者(福祉ホームを利用する障害者をいう。第3項において同じ。)」と、第6条中「指定障害福祉サービスに」とあるのは「地域生活支援事業に係るサービスに」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第26条 前2条に定めるものを除くほか、福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第176号)に定めるとおりとする。

第7章 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準)

第27条 法第84条第1項の規定による条例で定める基準は、次条及び第29条に定めるところによる。

(準用)

第28条 第4条、第5条及び第7条の規定は、障害者支援施設について準用する。この場合において、第4条第1項中「障害者及び障害児」とあるのは「障害者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「施設障害福祉サービスを」と、同条第2項中「利用者又は障害児の保護者」とあるのは「利用者」と、「指定障害福祉サービスを」とあるのは「施設障害福祉サービスを」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第29条 前条に定めるものを除くほか、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)に定めるとおりとする。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

[13] 一宮市保護施設等の設備及び運営の基準 に関する条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「生活保護法」の規定に基づく救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設並びに医療保護施設並びに「社会福祉法」の規定に基づく社会福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

2 条例の概要

保護施設等の設備及び運営に関する基準を規定します。基準の主なものは次のとおりです。

項目	愛知県	一宮市
基本方針	利用者の意思及び人格を尊重し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。	愛知県と同じ
人員、設備及び運営の基準	省令に定める基準を満たさなければならない。	愛知県と同じ
その他	・利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、職員研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 ・職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
その他	・施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。 ・施設はその行った処遇に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和3年4月1日

一宮市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（案）

目次

- 第1章 総則(第1条―第6条)
- 第2章 救護施設(第7条―第10条)
- 第3章 更生施設(第11条―第13条)
- 第4章 授産施設(第14条―第17条)
- 第5章 宿所提供施設(第18条―第21条)
- 第6章 医療保護施設(第22条)
- 第7章 社会福祉法に基づく授産施設(第23条)
- 第8章 雑則(第24条)
- 付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づく救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設(以下「救護施設等」という。)並びに医療保護施設並びに社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づく同法第62条第1項に規定する社会福祉施設(同法第2条第2項第7号に規定する授産施設を経営する事業に係るものに限る。第23条において「社会福祉法に基づく授産施設」という。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 救護施設等は、利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 救護施設等は、利用者の意思及び人格を尊重した運営に努めなければならない。

3 救護施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 救護施設等の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(秘密保持等)

第5条 救護施設等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 救護施設等は、当該施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第6条 救護施設等は、その行った処遇に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ

なければならない。

- 2 救護施設等は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

第2章 救護施設

(規模)

第7条 救護施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、救護施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設であって入所者が20人以下のもの(第10条において「サテライト型施設」という。)を設置する場合は、5人以上の人員を入所させることができる規模を有するものとしなければならない。
- 3 救護施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

(職員の配置の基準)

第8条 救護施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する救護施設にあっては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

- (1) 施設長
 - (2) 医師
 - (3) 生活指導員
 - (4) 介護職員
 - (5) 看護師又は准看護師
 - (6) 栄養士
 - (7) 調理員
- 2 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を5.4で除して得た数以上とする。

(設備の基準)

第9条 救護施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。)でなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - 3 救護施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、かつ、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。
- (1) 居室
 - (2) 静養室

- (3) 食堂
- (4) 集会室
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 調理室
- (10) 事務室
- (11) 宿直室
- (12) 介護職員室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場
- (15) 汚物処理室
- (16) 霊安室

4 前項第1号の居室については、一般居室のほか、必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室を設けるものとする。

5 第3項第1号の居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上とすること。
- (2) 一の居室の定員は、原則として4人以下とすること。

6 前各項に定めるもののほか、救護施設の設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(サテライト型施設の設備の基準)

第10条 サテライト型施設の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずるものとする。

第3章 更生施設

(規模)

第11条 更生施設は、30人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

2 更生施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね80パーセント以上としなければならない。

(職員の配置の基準)

第12条 更生施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する更生施設にあつては、第7号に掲げる職員を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活指導員
- (4) 作業指導員
- (5) 看護師又は准看護師
- (6) 栄養士
- (7) 調理員

2 生活指導員、作業指導員及び看護師又は准看護師の総数は、入所人員が150人以下の施設にあつては6人以上、入所人員が150人を超える施設にあつては6人に150人を超える部

分40人につき1人を加えた数以上とする。

(設備の基準)

第13条 更生施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、かつ、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室
- (3) 集会室
- (4) 食堂
- (5) 浴室
- (6) 洗面所
- (7) 便所
- (8) 医務室
- (9) 作業室又は作業場
- (10) 調理室
- (11) 事務室
- (12) 宿直室
- (13) 面接室
- (14) 洗濯室又は洗濯場

- 2 前項第9号の作業室又は作業場には、作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、更生施設の設備の基準については、第9条第1項、第2項及び第5項の規定を準用する。
- 4 前3項に定めるもののほか、更生施設の設備に関し必要な基準は、規則で定める。

第4章 授産施設

(規模)

第14条 授産施設は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

- 2 授産施設は、被保護者の数が当該施設における利用者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。

(職員の配置の基準)

第15条 授産施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 施設長
- (2) 作業指導員

(設備の基準)

第16条 授産施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、かつ、利用者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 作業室
- (2) 作業設備
- (3) 食堂
- (4) 洗面所
- (5) 便所
- (6) 事務室

2 前項に定めるもののほか、授産施設の設備に関し必要な基準は、規則で定める。
(工賃の支払)

第17条 授産施設の利用者には、事業収入の額から、事業に必要な経費の額を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

第5章 宿所提供施設

(規模)

第18条 宿所提供施設は、30人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

2 宿所提供施設は、被保護者の数が当該施設における入所者の総数のうちに占める割合がおおむね50パーセント以上としなければならない。

(職員の配置の基準)

第19条 宿所提供施設は、施設長を置かななければならない。

(設備の基準)

第20条 宿所提供施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、かつ、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 炊事設備
- (3) 便所
- (4) 面接室
- (5) 事務室

2 前項第1号の居室の基準については、第9条第5項(第2号を除く。)の規定を準用する。

3 前2項に定めるもののほか、宿所提供施設の設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(居室の利用世帯)

第21条 一の居室は、やむを得ない理由がある場合を除き、2以上の世帯に利用させてはならない。

第6章 医療保護施設

第22条 医療保護施設は、医療法(昭和23年法律第205号)その他医療に関する法令に規定する設備及び運営に関する基準に従って適切に運営されなければならない。

第7章 社会福祉法に基づく授産施設

第23条 第1章及び第4章(第14条第2項を除く。)の規定は、社会福祉法に基づく授産施設の設備及び運営に関する基準について準用する。

第8章 雑則

(規則への委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する宿所提供施設については、第20条第2項の規定は、当分の間、適用しない。

[14] 一宮市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準 を定める条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「社会福祉法」の規定に基づき、無料低額宿泊所（無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第三十四号）第一条に規定する無料低額宿泊所をいう。）の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

2 条例の概要

無料定額宿泊所の設備及び運営に関する基準を規定します。基準の主なものは次のとおりです。

項目	愛知県	一宮市
一般原則	入居者の意思及び人格を尊重し、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。	愛知県と同じ
人員、設備及び運営の基準	省令に定める基準を満たさなければならない。	愛知県と同じ
その他	・非常災害時に備え、必要な設備及び体制を整備しなければならない。 ・運営について、暴力団または暴力団員等の支配をうけてはならない。 ・職員、設置者である法人の役員、その他の運営に携わる者は、暴力団員等であってはならない。	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和3年4月1日

一宮市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所（無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）第1条に規定する無料低額宿泊所をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるかを常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、市、生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（非常災害対策）

第3条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に入居者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に備えるため、前項の計画及び体制の内容を職員に周知させるとともに、少なくとも毎年1回以上、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

3 無料低額宿泊所は、非常災害時の入居者に対する適切な処遇の確保を図るため、市、社会福祉施設等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。

（暴力団等の排除）

第4条 無料低額宿泊所は、その運営について、暴力団（愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）の支配を受けてはならない。

2 無料低額宿泊所の職員、無料低額宿泊所の設置者である法人の役員その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は、暴力団員等であってはならない。

（その他の基準）

第5条 第2条から前条までに定めるものを除くほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、基準省令に定めるとおりとする。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

[15] 一宮市養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準 を定める条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「老人福祉法」及び「社会福祉法」に基づき、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームに関する基準を定めるものです。

2 条例の概要

厚生労働省の省令が定める基準を満たさなければなりません。

(1) 国及び愛知県の法令等との関係

厚生労働省令	愛知県条例	市条例
①養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例	一宮市養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例
②特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準		
③軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準		

(2) 独自基準の主なもの

項目	愛知県	一宮市
非常災害対策	省令の内容に加えて、関係自治体、他の社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努める。	愛知県と同じ
記録の保存	5年間 (省令の基準は2年間)	愛知県と同じ
特別養護老人ホーム（ユニット型及び地域密着型を除く。）の居室の定員	知事が認めた場合には2～4人も可。 (省令の基準は1人)	愛知県と同じ (市長が認めた場合には2～4人も可。)

3 施行予定日

令和3年4月1日

一宮市養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(第2条―第4条)

第3章 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(第5条―第9条)

第4章 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(第10条―第12条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第17条第1項及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第65条第1項の規定に基づき、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(養護老人ホームの基本方針)

第2条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画(以下「処遇計画」という。)に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導、訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村(特別区を含む。)、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(非常災害対策)

第3条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に入所者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、前項の計画及び体制の内容を職員に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、非常災害時の入所者の安全及び入所者に対する適切な処遇の確保を図るため、関係自治体、他の社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。

(その他の基準)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号。以下「養護老人ホーム基準省令」という。)に定めるとおりとする。この場合において、養護老人ホーム

基準省令第9条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

第3章 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(特別養護老人ホームの基本方針)

第5条 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号。以下「特別養護老人ホーム基準省令」という。)第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)及びユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム基準省令第60条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。))は、入所者に対し、健全な環境の下で、処遇計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものではない。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、特別養護老人ホームについて準用する。

(ユニット型特別養護老人ホーム等の基本方針)

第6条 ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、同条第2項中「入所者」とあるのは、「入居者」と読み替えるものとする。

(居室の定員)

第7条 特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム基準省令第6条に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。))及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。))の一の居室の定員は、1人とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、2人以上4人以下とすることができる。

(準用)

第8条 第3条の規定は、特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第3条第1項及び第3項中「入所者」とあるのは、「入所者又は入居者」と読み替えるものとする。

(その他の基準)

第9条 この条例に定めるものを除くほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、特別養護老人ホーム基準省令に定めるとおりとする。この場合において、特別養護老人ホーム基準省令第9条第2項(ユニット型特別養護老人ホームにあつては特別養護老人ホーム基準省令第42条において準用する同項、地域密着型特別養護老人ホームにあつては特別養護老人ホーム基準省令第59条において準用する同項、ユニット型地域密着

型特別養護老人ホームにあつては特別養護老人ホーム基準省令第63条において準用する同項)中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

第4章 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

(軽費老人ホームの基本方針)

第10条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、軽費老人ホームについて準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「処遇」とあるのは、「サービスの提供」と読み替えるものとする。
(準用)

第11条 第3条の規定は、軽費老人ホームについて準用する。
(その他の基準)

第12条 この条例に定めるものを除くほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号。以下「軽費老人ホーム基準省令」という。)に定めるとおりとする。この場合において、軽費老人ホーム基準省令第9条第2項(軽費老人ホーム基準省令第34条に規定する都市型軽費老人ホームにあつては軽費老人ホーム基準省令第39条において準用する同項、軽費老人ホーム基準省令附則第2条第1号に規定する軽費老人ホームA型にあつては軽費老人ホーム基準省令附則第10条において準用する同項、軽費老人ホーム基準省令附則第2条第2号に規定する軽費老人ホームB型にあつては軽費老人ホーム基準省令附則第17条において準用する同項)中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(特別養護老人ホームの居室の定員に係る経過措置)
- 2 施行日において現に存する特別養護老人ホームの建物(基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に係る第7条の規定の適用については、同条中「1人とする。ただし、市長が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とする」とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別養護老人ホーム基準省令附則第3条第1項に規定する建物に係る第7条の規定の適用については、同条中「1人とする。ただし、市長が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「原則として4人以下とする」とする。
- 4 特別養護老人ホーム基準省令附則第3条第2項に規定する特別養護老人ホームについて前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として4人」とあるのは、「8人」とする。

[16] 一宮市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等 に関する基準等を定める条例（案）の概要

1 条例の趣旨

中核市移行に伴い、県で行っていた介護保険サービス等の指定、指導監督の事務を本市が行うこととなるため、今後全ての介護保険サービス事業者等の指定、指導監督の事務を本市が行うことになります。

今まで本市で行っていた介護保険サービス等の人員や設備等に関する基準とこれから本市で行う介護保険サービス等の人員や設備等に関する基準をあわせて、一つの条例として制定するとともに、既存条例を改正します。

2 制定及び改正する条例

(1) 制定する条例

厚生労働省令	愛知県条例	市条例
①指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	一宮市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例
②指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
③指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準		
④介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準		
⑤介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準		

[次ページに続く]

(2) 改正する条例

厚生労働省令	市条例（改正前）	市条例（改正後）
①指定居宅介護支援等の事業の 人員及び運営に関する基準	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に関する条例	一宮市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例
②指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準		
③指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		
④指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		

3 独自基準について

省令に従い定める基準のほか、独自基準を定めるものは次のとおりです。

項目	愛知県	一宮市
暴力団の排除	申請者の要件、事業の運営に関して、暴力団を排除することを求める。	愛知県と同じ
記録の保存	5 年間 (省令の基準は 2 年間)	愛知県と同じ
指定介護老人福祉施設（ユニット型を除く。）の居室の定員	知事が認めた場合には 2～4 人も可。 (省令の基準は 1 人)	愛知県と同じ (市長が認めた場合には 2～4 人も可。)

4 施行予定日

令和 3 年 4 月 1 日

一宮市指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（案）

目次

- 第1章 総則(第1条)
 - 第2章 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等(第2条―第9条)
 - 第3章 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等(第10条―第13条)
 - 第4章 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(第14条―第20条)
 - 第5章 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等(第21条―第26条)
 - 第6章 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(第27条―第30条)
 - 第7章 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営等に関する基準(第31条―第34条)
 - 第8章 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等(第35条―第40条)
 - 第9章 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等(第41条―第43条)
 - 第10章 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準(第44条―第50条)
- 付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第1項第2号、第47条第1項第1号、第54条第1項第2号、第59条第1項第1号、第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、第72条の2第1項各号、第74条第1項及び第2項、第78条の2第1項及び第4項第1号(法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、第78条の2の2第1項各号、第78条の4第1項及び第2項、第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)、第81条第1項及び第2項、第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。)、第88条第1項及び第2項、第97条第1項から第3項まで、第111条第1項から第3項まで、第115条の2第2項第1号(法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、第115条の2の2第1項各号、第115条の4第1項及び第2項、第115条の12第2項第1号(法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、第115条の12の2第1項各号、第115条の14第1項及び第2項、第115条の22第2項第1号(法第115条の31において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービスの事業等の人員、設備、運営等に関する基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等

(指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件)

第2条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 法人であること。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

(2) 一宮市暴力団等の排除に関する条例(平成23年一宮市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は役員に暴力団員がいる法人その他の団体でないこと。

(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 法第72条の2第1項第1号の条例で定める基準、同号の条例で定める員数及び同項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準、同項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準省令」という。)の定めるところによる。この場合において、指定居宅サービス等基準省令第39条第2項(指定居宅サービス等基準省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第53条の2第2項(指定居宅サービス等基準省令第58条において準用する場合を含む。)、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の3第2項(指定居宅サービス等基準省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第2項、第139条の2第2項(指定居宅サービス等基準省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)、第154条の2第2項(指定居宅サービス等基準省令第155条の12において準用する場合を含む。)、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項(指定居宅サービス等基準省令第206条において準用する場合を含む。)及び第215条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(指定居宅サービスの事業に係る一般原則)

第4条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業を行う者(以下「居宅サービス事業者」という。)その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(非常災害対策に関する基準)

第5条 通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービスの事業を行う者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために構すべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備しなければならない。

2 前項に規定する者は、非常災害に備えるため、同項の計画及び体制の内容を従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。

3 第1項に規定する者は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確

保を図るため、関係自治体、介護保険施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 指定居宅サービス事業者は、その事業の運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

(基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第7条 法第42条第1項第2号の条例で定めるものは、次条及び第9条に定めるところによる。
(準用)

第8条 第5条の規定は、通所介護又は短期入所生活介護に係る基準該当居宅サービスの事業を行う者について準用する。

2 第6条の規定は、基準該当居宅サービスの事業を行う者について準用する。

(基準該当居宅サービスの事業に係るその他の基準)

第9条 前条に定めるものを除くほか、基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、指定居宅サービス等基準省令に定めるとおりとする。

第3章 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定に係る入所定員)

第10条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の要件)

第11条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 法人であること。ただし、病床を有する診療所を開設している者により行われる看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

(2) 暴力団若しくは暴力団員又は役員に暴力団員がいる法人その他の団体でないこと。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第12条 法第78条の2の2第1項第1号の条例で定める基準、同号の条例で定める員数及び同項第2号の条例で定める基準並びに法第78条の4第1項の条例で定める基準、同項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。)の定めるところによる。この場合において、指定地域密着型サービス基準省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項(指定地域密着型サービス基準省令第37条の3において準用する場合を含む。)、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項(指定地域密着型サービス基準省令第169条において準用する場合を含む。))及び第181条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(準用)

第13条 第4条及び第6条の規定は、指定地域密着型サービス事業者について準用する。この場合において、第4条第1項中「利用者」とあるのは「利用者、入所者又は入居者」と、同条第2項中「指定居宅サービスの」とあるのは「指定地域密着型サービスの」と、「居宅サービス事業を行う者(以下「居宅サービス事業者」という。))」とあるのは「地域密着型サービスの事業を行う者又は居宅サービス事業を行う者」と読み替えるものとする。

- 2 第5条の規定は、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスに係る指定地域密着型サービスの事業を行う者について準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「利用者」とあるのは「利用者、入所者又は入居者」と読み替えるものとする。

第4章 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

(指定居宅介護支援事業者の指定に係る申請者の要件)

第14条 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 法人であること。
- (2) 役員に暴力団員がいる法人でないこと。

(指定居宅介護支援の事業の人員、設備及び運営等に関する基準)

第15条 法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準省令」という。)の定めるところによる。この場合において、指定居宅介護支援等基準省令第29条第2項(指定居宅介護支援等基準省令第30条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(指定居宅介護支援の事業に係る基本方針)

第16条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

(準用)

第17条 第6条の規定は、指定居宅介護支援事業者について準用する。

(基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営等に関する基準)

第18条 法第47条第1項第1号の条例で定めるものは、次条及び第20条に定めるところによる。

(準用)

第19条 第6条の規定は、基準該当居宅介護支援の事業を行う者について準用する。

(基準該当居宅介護支援の事業に係るその他の基準)

第20条 前条に定めるものを除くほか、基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、指定居宅介護支援等基準省令に定めるとおりとする。

第5章 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等
(指定介護老人福祉施設の指定に係る入所定員)

第21条 法第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、30人以上とする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第22条 法第88条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準省令」という。)の定めるところによる。この場合において、指定介護老人福祉施設基準省令第37条第2項(指定介護老人福祉施設基準省令第49条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(指定介護老人福祉施設の基本方針)

第23条 指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設基準省令第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。)は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業を行う者(以下「居宅介護支援事業者」という。)、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針)

第24条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、同条第2項中「入所者」とあるのは、「入居者」と読み替えるものとする。

(居室の定員)

第25条 指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。)の一の居室の定員は、1人とする。ただし、市長が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることが

できる。

(準用)

第26条 第5条及び第6条の規定は、指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第5条第1項及び第3項中「利用者」とあるのは「入所者又は入居者」と読み替えるものとする。

第6章 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第27条 法第97条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準省令」という。)の定めるところによる。この場合において、介護老人保健施設基準省令第38条第2項(介護老人保健施設基準省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(介護老人保健施設の基本方針)

第28条 介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設(介護老人保健施設基準省令第39条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。)は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない。

2 第23条第2項及び第3項の規定は、介護老人保健施設について準用する。この場合において、同条第2項中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは、「介護保健施設サービス」と読み替えるものとする。

(ユニット型介護老人保健施設の基本方針)

第29条 ユニット型介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 第23条第2項及び第3項の規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、同条第2項中「入所者」とあるのは「入居者」と、「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「介護保健施設サービス」と読み替えるものとする。

(準用)

第30条 第5条及び第6条の規定は、介護老人保健施設について準用する。この場合において、第5条第1項及び第3項中「利用者」とあるのは、「入所者又は入居者」と読み替えるものとする。

第7章 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第31条 法第111条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、介護医療院の人員、施設及び

設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準省令」という。)の定めるところによる。この場合において、介護医療院基準省令第42条第2項(介護医療院基準省令第54条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(介護医療院の基本方針)

第32条 介護医療院(ユニット型介護医療院(介護医療院基準省令第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。)は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものではない。

2 第23条第2項及び第3項の規定は、介護医療院について準用する。この場合において、同条第2項中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは、「介護医療院サービス」と読み替えるものとする。

(ユニット型介護医療院の基本方針)

第33条 ユニット型介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、長期にわたり療養が必要である入居者が各ユニットにおいて相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 第23条第2項及び第3項の規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、同条第2項中「入所者」とあるのは「入居者」と、「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「介護医療院サービス」と読み替えるものとする。

(準用)

第34条 第5条及び第6条の規定は、介護医療院について準用する。この場合において、第5条第1項及び第3項中「利用者」とあるのは、「入所者又は入居者」と読み替えるものとする。

第8章 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等

(指定介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件)

第35条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 法人であること。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

(2) 暴力団若しくは暴力団員又は役員に暴力団員がいる法人その他の団体でないこと。

(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第36条 法第115条の2の2第1項第1号の条例で定める基準、同号の条例で定める員数及び同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の4第1項の条例で定める基準、同項の条例

で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準省令」という。)の定めるところによる。この場合において、指定介護予防サービス等基準省令第54条第2項(指定介護予防サービス等基準省令第61条において準用する場合を含む。)、第73条第2項、第83条第2項、第92条第2項、第122条第2項、第141条第2項(指定介護予防サービス等基準省令第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。)、第194条第2項(指定介護予防サービス等基準省令第210条において準用する場合を含む。)、第244条第2項、第261条第2項、第275条第2項(指定介護予防サービス等基準省令第280条において準用する場合を含む。))及び第288条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(準用)

第37条 第4条及び第6条の規定は、指定介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、第4条第2項中「指定居宅サービスの」とあるのは「指定介護予防サービスの」と、「居宅サービス事業を行う者(以下「居宅サービス事業者」という。))」とあるのは「介護予防サービス事業を行う者」と読み替えるものとする。

2 第5条の規定は、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービスの事業を行う者について準用する。

(基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準)

第38条 法第54条第1項第2号の条例で定めるものは、次条及び第40条に定めるところによる。

(準用)

第39条 第5条の規定は、介護予防短期入所生活介護に係る基準該当介護予防サービスの事業を行う者について準用する。

2 第6条の規定は、基準該当介護予防サービスの事業を行う者について準用する。

(基準該当介護予防サービスの事業に係るその他の基準)

第40条 前条に定めるものを除くほか、基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防サービス等基準省令に定めるところとする。

第9章 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件)

第41条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 法人であること。

(2) 役員に暴力団員がいる法人でないこと。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準)

第42条 法第115条の12の2第1項第1号の条例で定める基準、同号の条例で定める員数及び

同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の14第1項の条例で定める基準、同項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。)の定めるところによる。この場合において、指定地域密着型介護予防サービス基準省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(準用)

第43条 第4条及び第6条の規定は、指定地域密着型介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、第4条第2項中「指定居宅サービスの」とあるのは「指定地域密着型介護予防サービスの」と、「居宅サービス事業を行う者(以下「居宅サービス事業者」という。)」とあるのは「地域密着型介護予防サービス事業を行う者又は介護予防サービス事業を行う者」と読み替えるものとする。

2 第5条の規定は、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う者について準用する。

第10章 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準

(指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件)

第44条 法第115条の22第2項第1号(法第115条の31において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により条例で定める者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 法人であること。

(2) 役員に暴力団員がいる法人でないこと。

(指定介護予防支援の事業の人員及び運営等に関する基準)

第45条 法第115条の24第1項の条例で定める基準、同項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、この条例に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下、「指定介護予防支援等基準省令」という。)の定めるところによる。この場合において、指定介護予防支援等基準省令第28条第2項(指定介護予防支援等基準省令第32条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。

(指定介護予防支援の事業に係る基本方針)

第46条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び

人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(準用)

第47条 第6条の規定は、指定介護予防支援事業者について準用する。

(基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営等に関する基準)

第48条 法第59条第1項第1号の条例で定めるものは、次条及び第50条に定めるところによる。

(準用)

第49条 第6条の規定は、基準該当介護予防支援の事業を行う者について準用する。

(基準該当介護予防支援の事業に係るその他の基準)

第50条 前条に定めるものを除くほか、基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、指定介護予防支援等基準省令に定めるとおりとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(指定介護老人福祉施設等の居室の定員に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において現に法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設の建物(施行日以後に増築され、又は改築された部分を除く。)に係る第25条の規定の適用については、同条中「1人とする。ただし、市長が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下」とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設基準省令附則第4条第1項に規定する建物に係る第25条の規定の適用については、同条中「1人とする。ただし、市長が必要と認める場合は、2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「原則として4人以下とする」とする。
- 4 指定介護老人福祉施設基準省令附則第4条第2項に規定する特別養護老人ホームについて前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として4人」とあるのは、「8人」とする。

[17] 一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準 に関する条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「児童福祉法」に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

※この条例（案）における児童福祉施設とは、助産施設、母子生活支援施設及び保育所を指します。

2 条例の概要

児童福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を規定します。基準の主なものは次のとおりです。

項目	愛知県	一宮市
一般原則	児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 (省令と同じ)	愛知県と同じ
保育所の設備の基準	乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき <u>3.3平方メートル以上</u> であること。 〔※省令の基準は以下のとおり〕 乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき <u>1.65平方メートル以上</u> であること。 ほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき 3.3平方メートル以上であること。	愛知県と同じ
母子生活支援施設の設備の基準	省令が定める基準と同じ	愛知県と同じ
助産施設の基準	省令が定める基準と同じ	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和3年4月1日

一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（案）

目次

- 第1章 総則(第1条―第20条)
- 第2章 助産施設(第21条―第24条)
- 第3章 母子生活支援施設(第25条―第33条)
- 第4章 保育所(第34条―第40条)
- 第5章 雑則(第41条)
- 付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「児童福祉施設」とは、助産施設、母子生活支援施設及び保育所をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上等)

第4条 市長は、一宮市子ども・子育て審議会条例(令和2年一宮市条例第 号)に規定する一宮市子ども・子育て審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

第5条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一般原則)

第6条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第7条 児童福祉施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画、特に大規模な震災又は風水害に備えた計画を立て、これらに対する不断の注意と定期的な訓練を行わなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

3 児童福祉施設は、非常災害時における入所している者の安全が図られるよう、あらかじめ市、近隣住民等と相互に支援及び協力を行うための体制整備に努めなければならない。

(職員の一般的要件)

第8条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第9条 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設を併設するときの設備及び職員の基準)

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併設する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

(入所した者を平等に取り扱う原則)

第11条 児童福祉施設は、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等(法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水につ

いて、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 母子生活支援施設においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第10条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所した者及び職員の健康診断)

第16条 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(児童福祉施設内部の規程)

第17条 児童福祉施設(保育所を除く。)においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- (1) 入所する者の援助に関する事項
 - (2) その他施設の管理についての重要事項
- 2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- (1) 施設の目的及び運営の方針
 - (2) 提供する保育の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
 - (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他保育所の運営に関する重要事項
- (備える帳簿)

第18条 児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、その行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 児童福祉施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第2章 助産施設

(種類)

第21条 助産施設は、第1種助産施設及び第2種助産施設とする。

2 第1種助産施設とは、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院又は診療所である助産施設をいう。

3 第2種助産施設とは、医療法第2条第1項に規定する助産所である助産施設をいう。

(入所させる妊産婦)

第22条 助産施設は、法第22条第1項に規定する妊産婦を入所させて、なお余裕のあるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第2種助産施設の職員)

第23条 第2種助産施設は、医療法に規定する職員のほか、1人以上の専任又は嘱託の助産師を置かなければならない。

2 第2種助産施設の嘱託医は、産婦人科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

(第2種助産施設と異常分べん)

第24条 第2種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第2種助産施設の長は、速やかにこれを第1種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第3章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第25条 母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。

(2) 母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、1世帯につき1室以上とすること。

(3) 母子室の面積は、30平方メートル以上であること。

(4) 乳幼児を入所させる母子生活支援施設は、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。

(5) 乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設は、静養室を、乳幼児30人以上を入所させる母子生活支援施設は、医務室及び静養室を設けること。

(職員)

第26条 母子生活支援施設は、母子支援員(母子生活支援施設において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。)、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2 母子生活支援施設は、心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

3 心理療法担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 母子生活支援施設は、配偶者からの暴力を受けたこと等により個別に特別な支援を行う必要があると認められる母子に特別な支援を行う場合には、個別対応職員を置かなければ

ばならない。

- 5 母子支援員の数、母子10世帯以上20世帯未満を入所させる母子生活支援施設においては2人以上、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては3人以上とする。
- 6 少年を指導する職員の数、母子20世帯以上を入所させる母子生活支援施設においては、2人以上とする。

(母子生活支援施設の長の資格等)

第27条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 母子生活支援施設の職員として3年以上勤務した者
- (4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
 - ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
 - イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
 - ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

- 2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(母子支援員の資格)

第28条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)
 - (2) 保育士の資格を有する者
 - (3) 社会福祉士の資格を有する者
 - (4) 精神保健福祉士の資格を有する者
 - (5) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- 又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(生活支援)

第29条 母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家

庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第30条 母子生活支援施設の長は、前条の目的を達成するため、入所中の個々の母子について、母子やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第31条 母子生活支援施設は、自らその行う法第38条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(保育所に準ずる設備)

第32条 第25条第4号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定(第36条第2項を除く。)を準用する。

2 保育所に準ずる設備における保育士の数は、乳幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、常時1人以上でなければならない。

(関係機関との連携)

第33条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第4章 保育所

(設備の基準)

第34条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所は、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所は、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。)、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下この号において「保育室等」という。)を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のイからクまでの要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4

		号及び第10号を満たすものとする。)
	2	建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
	3	建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。エにおいて同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分が不燃材料で仕上げられていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(保育所の設備の基準の特例)

第35条 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該保育所又は他の施設、市、保健所等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われていること。

(3) 当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等において、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者を調理業務の受託者とすること。

(4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供並びにアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等につき、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

- (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。

(職員)

第36条 保育所は、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所一につき2人以上でなければならない。

(保育時間)

第37条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第38条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うものとする。

(保護者との連絡)

第39条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(業務の質の評価等)

第40条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第41条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(母子生活支援施設の設備の基準に係る特例)
- 2 平成23年6月17日において現に存する母子生活支援施設の母子室の基準に係る第25条第1号から第3号までの規定の適用については、同条第1号中「及び相談室」とあるのは、「調理場、浴室及び便所」と、「1室以上とすること。」とあるのは「1室以上とすること。ただし、付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けないことができる。」と、同条第2号中「母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、」とあるのは「母子室は、」と、同条第3号中「30平方メートル以上」とあるのは「おおむね1人につき3.3平方メートル」とする。

(保育所の職員配置に係る特例)

- 3 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 4 前項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 5 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないものとした場合の第36条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

[18] 一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、 設備及び運営の基準に関する条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものです。

2 条例の概要

幼保連携型認定こども園の人員、設備及び運営に関する基準を規定します。基準の主なものは次のとおりです。

項目	愛知県	一宮市
設備運営基準の目的	設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (省令と同じ)	愛知県と同じ
乳児室又はほふく室の面積	<u>乳児室又はほふく室 3.3 平方メートルに満 2 歳未満の園児数を乗じて得た面積</u> 〔※省令の基準は以下のとおり〕 <u>乳児室は、1.65 平方メートルに満 2 歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</u> ほふく室は、3.3 平方メートルに満 2 歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和 3 年 4 月 1 日

一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する
条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（次条及び第3条において「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

（設備運営基準の目的）

第2条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児（法第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備運営基準の向上）

第3条 市長は、一宮市子ども・子育て審議会条例（令和2年一宮市条例第 号）に規定する一宮市子ども・子育て審議会の意見を聴き、幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（学級の編制の基準）

第4条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

（職員の数等）

第5条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると市長が認めるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める員数の合計数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人以上でなければならない。

（1） 満4歳以上の園児 おおむね30人につき1人

（2） 満3歳以上満4歳未満の園児 おおむね20人につき1人

（3） 満1歳以上満3歳未満の園児 おおむね6人につき1人

（4） 満1歳未満の園児 おおむね3人につき1人

4 前項に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法

律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び付則第7項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

- 5 第3項第1号及び第2号に定める員数が学級数未満であるときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 6 園長が専任でない場合は、原則として第3項に定める員数を1人増加するものとする。
- 7 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第13条第1項において読み替えて準用する一宮市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和2年一宮市条例第 号。以下「市条例」という。)第35条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、この限りでない。
- 8 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。
 - (1) 副園長又は教頭
 - (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
 - (3) 事務職員
 (園舎及び園庭)

第6条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

- 2 園舎は、2階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。
- 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第13条第1項において読み替えて準用する市条例第34条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であつて、第13条第1項において準用する市条例第34条第7号イからクまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。
- 4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
- 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。
 - (1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- (2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積
- 7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

- (1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
-----	------------

2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第7条 園舎には、次に掲げる設備(第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室(満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数以上でなければならない。

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第13条第1項において読み替えて準用する市条例第35条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

(1) 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積

(2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 園児清浄用設備

- (5) 図書室
- (6) 会議室
- (園具及び教具)

第8条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第9条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週未満となってはならないこと。

(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。

2 前項第3号の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第10条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、教育及び保育に対する需要に照らし実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(揭示)

第11条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を揭示しなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第12条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)」が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(市条例の準用)

第13条 市条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第7号、第35条(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる市条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える市条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定により市が条例で定める基準(以下この条において「設備運営基準」という。)
第5条第2項	最低基準	設備運営基準
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
第6条第2項及び第15条第5項	児童の	園児の
第9条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第11条の見出し	入所した者	園児
第11条並びに第15条第2項及び第3項	入所している者	園児
第11条	又は入所	又は入園
第12条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第13条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長(以下「園長」という。)
	入所中の児童等(法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項	法第47条第3項
	その児童等	園児
第15条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに

		該当する園児
	第10条	一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第13条第2項において読み替えて準用する第10条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第19条	利用者	園児
第20条第1項	援助	教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第20条第2項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第34条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第34条第7号ア	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)	耐火建築物
第34条第7号イ	施設又は設備	設備
第34条第7号ウ	施設及び設備	設備
第34条第7号カ	乳幼児	園児
第35条	第15条第1項	一宮市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第13条第1項において読み替えて準用する第15条第1項
	幼児	園児
	乳幼児	園児
第39条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	、保育	、教育及び保育

- 2 市条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併設する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併設するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併設する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

- 第14条** 幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(委任)

- 第15条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園に係る第5条第4項の規定の適用については、同項中「かつ、」とあるのは、「又は」とする。
(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)
- 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第6条第3項及び第7項並びに第7条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第3項	第13条第1項において読み替えて準用する市条例第34条第7号	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える

	ア、イ及びカに掲げる要件を満たす													
第6条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table><tr><td>学級数</td><td>面積(平方メートル)</td></tr><tr><td>2学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td></tr></table> イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table><tr><td>学級数</td><td>面積(平方メートル)</td></tr><tr><td>2学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td></tr></table>	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積(平方メートル)													
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
学級数	面積(平方メートル)													
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
第7条第6項	次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。 (1) 乳児室又はほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積 (2) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積	乳児室又はほふく室の面積は、3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積以上とする。												

- 4 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第6条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句		
第6条第3項	第13条第1項において読み替えて準用する市条例	市条例		
第6条第6項	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table><tr><td>学級数</td><td>面積(平方メートル)</td></tr></table>	学級数	面積(平方メートル)	(1) 満3歳以上の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積
学級数	面積(平方メートル)			

	<table><tr><td>1学級</td><td>180</td></tr><tr><td>2学級以上</td><td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td></tr></table>	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$			
1学級	180							
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$							
第6条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table><tr><td>学級数</td><td>面積(平方メートル)</td></tr><tr><td>2学級以下</td><td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td></tr><tr><td>3学級以上</td><td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td></tr></table> イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積
学級数	面積(平方メートル)							
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$							
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$							

- 5 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第6条第7項第1号に規定する面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
 - (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
 - (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
 - (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

- 6 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同条第4項の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

- 7 第5条第4項に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

- 8 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第4項に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 9 前2項の規定により第5条第4項に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

[19] 一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の 認定の要件を定める条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定めるものです。

2 条例の概要

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の人員、設備及び運営に関する基準を規定します。基準の主なものは次のとおりです。

項目	愛知県	一宮市
認定こども園 の類型	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の類型 一 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。 1 幼稚園教育要領(平成 29 年文部科学省告示第 62 号)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園 2 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの イ 当該施設を構成する保育機能施設において、満 3 歳以上の子どもに対し学校教育法第 23 条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの	愛知県と同じ

[次ページに続く]

項目	愛知県	一宮市
認定こども園 の類型	ロ 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの 二 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所 三 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設 (いずれも省令と同じ)	愛知県と同じ
乳児室又はほふく室の面積	認定こども園において<u>満2歳未満の子どもの保育を行う場合は、当該子ども1人につき3.3平方メートル以上の面積を有する乳児室又はほふく室を設けなければならない。</u> 〔 ※省令の基準は以下のとおり <u>乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。</u> 〕	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和3年4月1日

一宮市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(案)

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「認定こども園」とは、法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(認定こども園の類型)

第3条 認定こども園は、次の各号のいずれかに該当する施設でなければならない。

(1) 幼稚園型認定こども園(次のいずれかに該当する施設をいう。以下同じ。)

ア 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。第7条第1号において同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

(イ) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

(2) 保育所型認定こども園(保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。以下同じ。)

(3) 地方裁量型認定こども園(保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。以下同じ。)

(職員の配置)

第4条 認定こども園に置く教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、認定こども園の開園時間を通じて常時2人以上でなければならない。

(1) 満4歳以上の子ども おおむね30人につき1人

- (2) 満3歳以上満4歳未満の子ども おおむね20人につき1人
 - (3) 満1歳以上満3歳未満の子ども おおむね6人につき1人
 - (4) 満1歳未満の子ども おおむね3人につき1人
- 2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日8時間程度利用するものに共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもについて、学級を編制し、学級ごとに担当する職員を1人以上置かなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下とする。

(職員の資格)

第5条 前条第1項の規定により認定こども園に置く職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第1項の規定による保育士の登録を受けた者(以下「保育士」という。)でなければならない。

- 2 前条第1項の規定により認定こども園に置く職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する職員は、幼稚園に係る教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項又は第4項に規定する免許状を有する者であり、かつ、保育士でなければならない。

(施設、設備等)

第6条 認定こども園を構成する幼稚園及び保育機能施設の用に供される建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内にななければならない。

- 2 認定こども園の園舎の面積(満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設及び設備の面積並びに満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設及び設備の面積を除く。)は、次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、同表の右欄に掲げる面積以上でなければならない。ただし、子どもの数の状況により、子どもの教育及び保育の場を特に確保する必要がある地域として市長が認める地域(以下「特定地域」という。)に存する保育所等が、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第4項本文(満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、同項本文及び第10項)に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積(平方メートル)
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- 3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。
- 4 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、特定地域に存する幼稚園又は保育機能施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積が第2項本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。
- 5 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、特定地域に存する保育所等が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって第1号の基準を満たすときは第2号の基準を、特定地域に存する幼稚園又は保育機能施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって同号の基準を満たすときは第1号の基準を、それぞれ満たすことを要しない。

- (1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (2) 満2歳以上満3歳未満の子どもの数に3.3平方メートルを乗じて得た面積に、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる面積を加えて得た面積以上であること。

学級数	面積(平方メートル)
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

- 6 特定地域に存する保育所等が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、当該保育所等の付近に次に掲げる要件の全てを満たす場所があるときは、当該場所を屋外遊戯場に代えることができる。
 - (1) 子どもが安全に利用できること。
 - (2) 子どもが日常的に利用できること。
 - (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
 - (4) 保育所型認定こども園にあつては前項第1号の基準を、地方裁量型認定こども園にあつては同号又は同項第2号の基準を満たす面積を有すること。
- 7 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。
- 8 次に掲げる要件の全てを満たす認定こども園は、前項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。この場合において、満3歳未満の子どもの保育を行わない場合であつて、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えているときは、第3項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。
 - (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得る体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
 - (2) 当該認定こども園又は他の施設、市、保健所等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
 - (3) 調理業務の受託者は、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
 - (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供並びにアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
 - (5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 9 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事

の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第3項の規定にかかわらず、調理室を設けないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

- 10 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合は、第3項の規定により設けるものとされる施設に加え、当該子ども1人につき3.3平方メートル以上の面積を有する乳児室又はほふく室を設けなければならない。

(教育及び保育の内容)

第7条 認定こども園は、当該認定こども園における教育及び保育について、次に掲げる要件を満たす全体的な計画を策定しなければならない。

- (1) 法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針をいう。)に基づいたものであること。
- (2) 子どもによって集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(園長及び職員の資質の向上)

第8条 認定こども園は、園長及び職員の資質の向上を図ることを目的とした研修の計画を策定するとともに、当該計画を確実に実施することのできる体制を整えなければならない。

(子育て支援事業の実施)

第9条 認定こども園は、子育て支援事業の実施に関し、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要を市と連携すること等により把握し、当該需要を踏まえた実施計画を策定していること。
- (2) 前号に規定する実施計画が保護者の要請に応じて適切に実施される体制を整備していること。

(管理運営等)

第10条 認定こども園には、1人の園長を置くものとし、その者は、教育及び保育並びに子育て支援事業が一体的に行われるよう、当該認定こども園を管理し、及び運営しなければならない。

- 2 認定こども園は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて当該認定こども園の開園日数及び開園時間を定めるものとする。
- 3 認定こども園は、当該認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間に関し、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮し、1日につき8時間を標準として定めるものとする。
- 4 認定こども園は、保護者が施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。
- 5 認定こども園は、障がいのある子どもその他の特別な配慮が必要な子どもの利用が排除

されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、市との連携を図り、特別な配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

- 6 認定こども園は、子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。
- 7 認定こども園は、当該認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、保険又は共済制度に加入していなければならない。
- 8 認定こども園は、当該認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業その他の運営の状況について、点検し、又は評価する体制を整えなければならない。
- 9 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(職員の配置等に係る特例)
- 2 子どもの登園又は降園の時間帯その他子どもが少数である時間帯において、第4条第1項本文の規定により必要となる職員の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、第5条の規定にかかわらず、市長が幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。
- 3 第5条第1項に定める者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「幼稚園教員等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。
- 4 第5条第2項に定める者については、当分の間、幼稚園教員等免許状所持者又は保育士をもって代えることができる。この場合において、これらの者(幼稚園の教員の免許状を有する者を除く。)は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 5 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条各項に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第4条第1項の規定により認定こども園に置くこととされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

付則第3項	第5条第1項に定める者	幼稚園教員等免許状所持者
付則第4項	第5条第2項に定める者	幼稚園教員等免許状所持者又は保育士
前項	第5条各項	市長が幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者

- 7 幼稚園又は保育所等が認定こども園の認定の申請をする際現に当該幼稚園又は保育所等において子どもの教育又は保育に従事している職員に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「であり、かつ、」とあるのは「又は」とする。

(施設及び設備に関する認定要件の特例)

- 8 幼稚園又は保育所等が認定こども園の認定を受ける場合において、当該幼稚園又は保育所等の施設及び設備が、平成18年12月26日において現に幼稚園又は保育所等の用に供されていたものであるときは、当該幼稚園又は保育所等に関する第6条第2項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書及び第6項の規定の適用については、同条第2項ただし書中「子どもの数の状況により、子どもの教育及び保育の場を特に確保する必要がある地域として市長が認める地域(以下「特定地域」という。)に存する」とあり、同条第4項ただし書、第5項ただし書及び第6項中「特定地域に存する」とあるのは「付則第8項に規定する」とする。

[20] 一宮市空き地の不良状態の解消に関する条例（案）の概要

◎この条例は一宮市独自のもので、愛知県が定める条例はありません。

1 条例の趣旨

周辺の環境に悪影響を及ぼすような不良状態にある空き地を、その所有者に適正管理させ、市民の生活環境を保全するため制定するものです。

「不良状態」とは、雑草及びこれに類する竹木が繁茂することにより、害虫の発生源、ごみ等の不法投棄の誘発、又は犯罪発生の遠因その他生活環境に支障がある状態をいいます。

2 条例の概要

空き地（現に人が使用していない土地等）に繁茂した雑草及びこれに類する竹木の除去について必要な事項を定めることにより、不良状態を解消し、市民の生活環境を保全するものです。

条例の規定に基づく命令を受けたにもかかわらず、正当な理由なく、命令に従わない場合は、所有者名を公表する場合があります。【公表は市独自基準】

3 施行予定日

令和3年4月1日

一宮市空き地の不良状態の解消に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、空き地に繁茂した雑草等の除去について必要な事項を定めることにより、空き地の不良状態を解消し、市民の生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き地 現に人が使用していない土地又は人が使用していない土地と同等の状態にある土地で、現に工作物その他の物件が設置されていないもの又はその部分をいう。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地及びこれに類するものを除く。
- （2） 雑草等 雑草及びこれに類する竹木をいう。
- （3） 不良状態 雑草等が繁茂することにより、害虫の発生源、ごみ等の不法投棄の誘発、又は犯罪発生の遠因その他生活環境に支障がある状態をいう。ただし、雑草等が隣地との境界線を越えることによるものを除く。
- （4） 所有者等 空き地の所有者、占有者又は管理者をいう。

（所有者等の責務）

第3条 所有者等は、常にその所有し、占有し、又は管理する空き地の適正な管理に努め、当該空き地の不良状態の解消に努めなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、空き地に繁茂した雑草等の除去に関する啓発に努めるものとする。

（立入調査）

第5条 市長は、この条例の目的達成に必要な限度において、所有者等に対し、その所有し、占有し、又は管理する空き地における雑草等の状況、不良状態の解消方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該空き地に立ち入り、雑草等の状況若しくは不良状態の解消状況を確認させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携行し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（指導及び助言）

第6条 市長は、不良状態にある空き地の所有者等に対し、この条例の目的達成に必要な限度において、必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うことができる。

（勧告）

第7条 市長は、前条に規定する指導を受けた者が指導に従わないときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（措置命令）

第8条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等が、正当な理由なく、当該勧告を履行しないときは、履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（公表）

第9条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく、当該命令に従わな

いときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

[21] 一宮市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（案）の概要

◎この条例は、一宮市独自のもので、愛知県が定める条例はありません。

1 条例の趣旨

産業廃棄物処理施設の設置にあたり、事業者は許可申請前に事業計画を住民に説明することにより相互理解を促し、事業者と住民における紛争の予防を図るものです。

「産業廃棄物処理施設」とは、産業廃棄物を処分する施設及び産業廃棄物の収集又は運搬を業とする者が設置する産業廃棄物の積替え又は保管を行う施設をいいます。

2 条例の概要

産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する事項を規定します。

項目	手続きの流れ
事業計画書の提出	(事業者) 事業計画書を市に提出
関係地域の設定	(一宮市) 関係地域を定め、その旨を事業者及び関係地域の代表者に通知
告示及び縦覧	(一宮市) 関係地域その他事項を告示し、事業計画書等を 30 日間縦覧
周知計画書の提出	(事業者) 住民説明会の開催、周知方法に関する事項を記載した「周知計画書」を市に提出
説明会の開催等	(事業者) 告示日から 30 日以内に説明会を開催し、実施状況を市に報告 (一宮市) 事業者が正当な理由がなく説明会を開催しないときは、期限を付して説明会を開催するよう要求
関係住民の意見書の提出	(関係住民) 意見を有する関係住民は、告示日から 45 日以内に市に意見書を提出することが可能 (一宮市) 意見書の提出があったときは、その写しを事業者に送付し、事業者は当該意見書の要旨を記載した「要旨書」を市に提出

[次ページへ続く]

項目	手続きの流れ
見解書の提出	(事業者) 意見書に対する見解を記載した「見解書」を市に提出し、関係住民に対し見解書について周知し、実施状況を市に報告
意見の調整	(一宮市) 関係住民と事業者との間の意見の調整を行うことが可能
環境保全協定の締結	(事業者) 施設の設置に関し、法に基づく申請その他の行為の前までに、関係地域の環境の保全上必要な事項を内容とする協定を関係住民と締結するよう努める
あっせん	(事業者・関係住民) 紛争が自主的な解決に至らなかったときは、市にあっせんの申請をすることが可能 (一宮市) 市は、必要に応じて一宮市産業廃棄物処理施設設置調整委員会に諮問 当事者があっせんに応じないとき、又は紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることが可能
環境保全誓約書の提出	(事業者) あっせんを打ち切った場合において、環境保全協定を締結できないことが事業者の責めに帰さない事由によるときは、環境保全に関する「環境保全誓約書」を市及び関係地域の代表者に提出

3 施行予定日

令和3年4月1日

一宮市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開及び紛争のあっせんに関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第4項の産業廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物処理施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 産業廃棄物を処分する施設
 - イ 産業廃棄物の収集又は運搬を業とする者が設置する産業廃棄物の積替え又は保管を行う施設
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置 産業廃棄物処理施設の新たな設置又は規則で定める変更をいう。
- (4) 紛争 産業廃棄物処理施設の設置に伴い、関係地域に生じるおそれのある環境の保全上の支障に関して、関係住民と事業者との間で生じる争いをいう。
- (5) 事業者 産業廃棄物処理施設の設置をしようとする者をいう。
- (6) 関係地域 産業廃棄物処理施設の設置に伴い、環境の保全上の支障が生じるおそれがある地域として、第6条第1項の規定により市長が定める地域をいう。
- (7) 関係住民 関係地域内に住所を有する者、関係地域内で事業活動を行う者その他規則で定める利害関係を有する者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、産業廃棄物処理施設の設置が適正かつ円滑に行われるように、事業者に対し関係地域の環境の保全に十分配慮するよう指導するとともに、産業廃棄物の適正な処理に関する関係地域への啓発に努めるものとする。

2 市は、紛争の予防に努めるとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に調整を図るものとする。

（事業者及び関係住民の責務）

第4条 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、関係地域の環境の保全に十分配慮するとともに、関係住民との良好な関係を保ち、紛争を未然に防止するよう努めなければならない。

2 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重し、紛争が生じたときは、自主的に解決するよう努めるとともに、紛争の予防及び調整に関して市が行う施策に協力するよう努めなければならない。

（事業計画書の提出）

第5条 事業者は、規則で定めるところにより、産業廃棄物処理施設の設置に係る計画(以下「事業計画」という。)について、次に掲げる事項を記載した事業計画書(以下「事業

計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
 - (3) 産業廃棄物処理施設の種類
 - (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
 - (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力(最終処分場の場合にあっては埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容積、埋立処理施設の場合にあっては埋立処理の用に供される場所の面積及び埋立容積)
 - (6) 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
 - (7) 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
 - (8) 産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、災害防止のための計画
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 事業計画書には、当該産業廃棄物処理施設の設置をすることが周辺地域の環境に及ぼす影響についての調査の結果その他規則で定める事項を記載した書類(以下「環境保全対策書」という。)を添付しなければならない。
- 3 事業者は、規則で定める距離の区域内に当該産業廃棄物処理施設の設置をする場合には、環境保全対策書と併せて、騒音に関する自主規制目標値その他規則で定める事項を記載した環境保全のための目標等の遵守を内容とする誓約書(以下「遵守誓約書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 4 事業計画書、環境保全対策書及び遵守誓約書(以下「事業計画書等」という。)の提出は、当該産業廃棄物処理施設の設置に係る廃棄物処理法に基づく申請その他の行為(規則で定めるものに限る。)の前にしなければならない。
- (関係地域の設定等)

第6条 市長は、事業計画書等の提出があったときは、規則で定めるところにより、関係地域を定めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により関係地域を設定したときは、速やかに、その旨を事業者及び関係地域の代表者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の関係地域を設定するに当たって、当該産業廃棄物処理施設の設置が本市に隣接する他の市の住民に対し環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該市の長に事業計画書が提出されている旨の通知をするものとする。
- (告示及び縦覧)

第7条 市長は、前条第2項の規定による通知をしたときは、速やかに、関係地域、縦覧場所その他規則で定める事項を告示し、事業計画書等を当該告示の日から30日間縦覧に供さなければならない。

(周知計画書の提出)

第8条 事業者は、第6条第2項の規定による通知を受けたときは、関係住民を対象とした事業計画についての説明会(以下「説明会」という。)の開催その他の周知方法に関する事項を記載した書類(以下「周知計画書」という。)を市長に提出しなければならない。

(説明会の開催等)

第9条 事業者は、正当な理由がある場合を除くほか、第7条に規定する縦覧期間内に、規

則で定めるところにより、関係地域内において説明会を開催しなければならない。ただし、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の場所において開催することができる。

- 2 市長は、事業者が正当な理由がなく説明会を開催しないときは、当該事業者に対し、期限を付して説明会を開催するよう求めるものとする。
- 3 事業者は、第1項の説明会の開催のほか、事業計画の概要を記載した書類の配布又は回覧により、関係住民に対し周知に努めなければならない。
- 4 事業者は、関係住民に対し事業計画について周知を図ったときは、規則で定めるところにより、その実施状況について市長に報告しなければならない。

(関係住民の意見書の提出)

第10条 事業計画について環境の保全上の見地から意見を有する関係住民は、第7条の規定による告示の日から起算して45日を経過する日(同条に規定する縦覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日から起算して15日を経過する日)までに、市長に意見書を提出することができる。

- 2 市長は、前項の意見書の提出があったときは、その写しを事業者に送付するものとする。
- 3 事業者は、前項の規定により意見書の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該意見書の要旨を記載した書類(以下「要旨書」という。)を市長に提出しなければならない。

(見解書の提出)

第11条 事業者は、前条第3項の要旨書の提出後、遅滞なく、意見書に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 事業者は、前項の見解書の提出後、規則で定めるところにより、関係住民に対し見解書について周知をしなければならない。
- 3 事業者は、前項の規定により関係住民に対し見解書について周知を図ったときは、規則で定めるところにより、その実施状況について市長に報告しなければならない。

(意見の調整)

第12条 市長は、意見書及び見解書に十分配慮し、関係地域の環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、事業計画について関係住民と事業者との間の意見の調整を行うことができる。

(環境保全協定の締結)

第13条 事業者は、産業廃棄物処理施設の設置に関し、第10条第1項に規定する意見書の提出期限の翌日から第5条第4項に規定する申請その他の行為を行う前までに、関係地域の環境の保全上必要な事項を内容とする協定を関係住民と締結するよう努めなければならない。

- 2 関係住民は、前項の協定の締結について協力するよう努めなければならない。
- 3 市長は、第1項の協定の締結に際し、その内容について必要な助言を行うことができる。
- 4 事業者は、環境保全協定において第5条第3項の遵守誓約書に係る内容が変更される場合には、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業計画書等の変更)

第14条 事業者は、事業計画書等の内容を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、周知計画書の内容を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による事業計画書等の内容の変更(軽微な変更その他規則で定める変更を除く。)については、第5条、第6条及び第8条から前条までの規定の例による。
- 4 前項の場合において、第9条第1項中「第7条に規定する縦覧期間内」とあるのは「周知計画書を市長に提出した日から30日以内」と、第10条第1項中「第7条の規定による告示の日から起算して45日を経過する日(同条の規定による縦覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日から起算して15日を経過する日)」とあるのは「説明会が終了した日から起算して15日を経過する日」と読み替えるものとする。

(事業計画の廃止の届出等)

第15条 事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、その旨を告示し、関係地域の代表者に通知するものとする。

(あつせん)

第16条 事業者又は関係住民は、紛争が自主的な解決に至らなかったときは、市長にあつせんの申請をすることができる。

- 2 市長は、前項の申請があつた場合は、あつせんを行うものとする。ただし、この条例に規定する手続を誠実に遵守していない者からの申請であるときその他その性質上市長があつせんを行うことが適当でないと認めるときは、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定によりあつせんを行うときは、双方の主張の要点を確かめ紛争が解決されるよう努めるものとし、必要に応じて、一宮市産業廃棄物処理施設設置調整委員会に諮問するものとする。

(あつせんの打ち切り)

第17条 市長は、あつせんに係る紛争について当事者があつせんに応じないとき、又は紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あつせんを打ち切ることができる。

- 2 市長は、あつせんを打ち切ったときは、その旨を当事者に通知するものとする。

(環境保全誓約書の提出)

第18条 前条第1項の規定によりあつせんを打ち切った場合において、環境保全協定を締結できないことが事業者の責めに帰さない事由によるときは、事業者は、規則で定めるところにより、環境保全に関する誓約書(以下「環境保全誓約書」という。)を市長及び関係地域の代表者に提出しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により環境保全誓約書を提出したときは、当該関係地域の代表者への提出状況について市長に報告しなければならない。
- 3 事業者は、環境保全誓約書において第5条第3項の遵守誓約書に係る内容が変更される場合には、その旨を市長に届け出なければならない。

(産業廃棄物処理施設設置調整委員会)

第19条 第16条第3項の規定による諮問に応じ、必要な事項について調査審議するため、一宮市産業廃棄物処理施設設置調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、廃棄物の処理、法律又は環境に関し専門知識を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員会の会議は、公開しない。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。
(報告の徴収)

第20条 市長は、この条例の施行において、事業者に対し必要な事項についての報告を求めることができる。

(勧告及び公表)

第21条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 事業計画書等の提出をせず、又は虚偽の事業計画書等の提出をしたとき。
 - (2) 第9条第2項の規定により市長が開催するよう求めた説明会を正当な理由がなく開催しないとき。
 - (3) 見解書を正当な理由がなく提出しないとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由がなく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法でこれを行ったとき。
- 2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、事業者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。
 - 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる事業者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第22条 次に掲げる産業廃棄物処理施設については、この条例の規定は適用しない。

- (1) 産業廃棄物を排出する者(中間処理業者(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分する者をいう。))を除く。)が当該産業廃棄物を自ら処理するために設置する産業廃棄物処理施設であって、当該産業廃棄物を排出する工場又は事業場の敷地内に設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第3号、第5号、第8号、第10号の2及び第11号の2から第14号までに規定する施設を除く産業廃棄物処理施設
 - (2) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車に搭載され、又はけん引される産業廃棄物処理施設その他移動式の産業廃棄物処理施設(同一の敷地内で継続的に使用するものを除く。)
- 2 産業廃棄物処理施設のうち規則で定めるものについては、第7条及び第15条第2項(関係地域の代表者への通知に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。この場合において、第9条第1項中「第7条に規定する縦覧期間内」とあるのは「周知計画書を市長に提出した日から30日以内」と、第10条第1項中「第7条の規定による告示の日から起算して45日を経過する日(同条の規定による縦覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあつては、当該説明会が終了した日から起算して15日を経過する日)」とあるのは「説明会が

終了した日から起算して15日を経過する日」と読み替えるものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に愛知県知事に対して申請がされている産業廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開及び紛争のあっせんについては、なお従前の例による。

[22] 一宮市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「浄化槽法」に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めるものです。

「浄化槽の保守点検」とは、浄化槽の様々な装置の稼働状況を調べ、その調整、修理、汚泥の状況の確認、消毒剤の補充、清掃時期の判定などを行うことをいいます。

2 条例の概要

市内において浄化槽保守点検業を営もうとする者の登録に関する事項を規定します。内容の主なものは以下のとおりです。

項目	愛知県	一宮市
登録	浄化槽保守点検業を営む者は、登録を受けなければならない。	おおむね愛知県と同じ
登録の拒否	申請者が条例における登録の拒否の項目に該当する場合又は申請書等の重要な事項に虚偽の記載がある若しくは重要な記載が欠けている場合は、登録を拒否しなければならない。	
営業所の設置等	浄化槽保守点検業者は、愛知県内に営業所を設置し、営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない。	
浄化槽の保守点検の実施等	浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に浄化槽保守点検を行わせ、適正な管理上必要な事項を浄化槽管理者及び浄化槽清掃業者に連絡しなければならない。	
罰則	登録せずに浄化槽保守点検業を営んだ者は1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。	

[次ページへ続く]

※浄化槽法の一部を改正する法律（令和元年法律第四十号）が令和元年 6 月 19 日（令和 2 年 4 月 1 日施行）に公布されたため、今後、条例（案）の内容に一部改正を加える予定です。主な内容としては、優良浄化槽保守点検業者の登録、浄化槽保守点検業者による浄化槽管理者への保守点検結果等の書面による通知等を規定します。

3 施行予定日

令和 3 年 4 月 1 日

一宮市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録）

第2条 市内において、浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 営業所(市内において浄化槽保守点検業を営むものに限る。以下同じ。)の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が第5条第1項第1号から第7号までに該当しないことを誓約する書類

(2) 第9条第2項に規定する器具の明細を記載した書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類

（登録の実施等）

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 何人も、市長に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)に関する登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (4) 第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 一宮市暴力団等の排除に関する条例(平成23年一宮市条例第24号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 第9条第1項又は第2項に規定する要件のいずれかを欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(変更の届出等)

第6条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第3条第2項の規定は前項の規定による届出に、第4条第1項及び第2項並びに前条の規定は前項の規定による届出があった場合に準用する。

(廃業等の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人について破産手続開始の決定があった場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

(登録の抹消)

第8条 市長は、前条の規定による届出があった場合(同条の規定による届出がなくて同条

各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。)又は登録がその効力を失った場合は、登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

(営業所の設置等)

第9条 浄化槽保守点検業者は、愛知県内に営業所を設置し、営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、前2項の規定のいずれかに抵触することとなったときは、3週間以内に当該各項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

(浄化槽の保守点検の実施等)

第10条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行ったときは、速やかに、当該浄化槽の適正な管理上必要な事項を当該浄化槽の管理者及び当該浄化槽の管理者から委託を受けた浄化槽清掃業者に連絡しなければならない。

3 浄化槽管理士は、その職務を行うときは、規則で定める浄化槽管理士証を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(標識の掲示)

第11条 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第12条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第13条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第10条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行ったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による処分をしたときは、その理由を示して、直ちにその旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(報告の徴収、立入検査等)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄

化槽保守点検業務に関し報告させることができる。

- 2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(手数料)

第15条 次の各号に掲げる者は、申請又は請求の際、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

- (1) 第2条第1項の登録を受けようとする者 1件につき34,000円
 - (2) 第2条第3項の更新の登録を受けようとする者 1件につき30,000円
 - (3) 第4条第3項の登録簿の謄本の交付を受けようとする者 1通につき300円
- 2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
 - 3 手数料の徴収方法は、規則で定めるところによる。
(規則への委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項又は第3項の規定に違反して浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 偽りその他不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第13条第1項の規定による事業の停止の命令に違反した者

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第3項の規定に違反して措置をとらなかった者
- (2) 第10条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (3) 第12条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (4) 第14条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第14条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年愛知県条例第24号。以下「愛知県条例」という。)の規定により愛知県知事の登録を受け、市内において浄化槽保守点検業を営む者(以下「愛知県登録業者」という。)は、当該登録の有効期間の満了の日までの間は、この条例の規定により市長の登録を受けた者とみなす。
- 3 この条例の施行の日前に愛知県条例の規定により愛知県登録業者に対して愛知県知事が行った処分その他の行為又は愛知県知事に対して行っている申請その他の行為は、同日以後においては、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

[23] 一宮市屋外広告物条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「屋外広告物法」に基づき、「地域の特性を考慮した良好な景観の形成又は風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」を目的とし、屋外広告物の表示や屋外広告業について必要な事項を定めるものです。

2 条例の概要

(1) 条例の構成

第1章 総則
・ 目的、広告物等の在り方
第2章 広告物の制限等
・ 禁止地域等（広告物を設置してはならない地域について定めるもの）
・ 禁止物件（広告物を設置してはならない物件について定めるもの）
・ 許可地域（市内全域（禁止地域等を除く））
・ 広告景観地区（良好な景観を形成するため特に必要と認める地域を市長が指定する制度）
・ 広告物協定（その地域に住んでいる人々が広告物の色彩や意匠について、自らのまちにふさわしい自主的な取り決めを行い、市長が認定する制度）
・ 適用除外（禁止地域や禁止物件等の適用を受けない広告物について定めるもの）
・ 許可の期間、変更および更新の許可、許可の基準
第3章 管理、監督等
・ 管理、点検、除却の義務
・ 措置命令、許可の取り消し、立入検査
・ 管理者の設置、届出
第4章 屋外広告業等
・ 屋外広告業の登録、講習会の開催、業務主任者の設置、屋外広告業者に対する指導・助言・勧告、立入検査
・ 広告主の責務等
第5章 景観審議会への諮問

[次ページへ続く]

第 6 章 雑則 ・ 告示、手数料
第 7 章 罰則

(2) 主な基準

項目	愛知県	一宮市
禁止地域等	・ 都市計画法で定められた第 1 種低層住居専用地域 ・ 文化財保護法、文化財保護条例で指定された建造物周辺等の地域 ・ 主要道路及び鉄道の指定区間及び指定区間に接続する指定区域 ・ 都市公園及び公共空地の指定区域 ・ 公共施設の敷地	愛知県が定める禁止地域等のほか、本市の実情を踏まえた独自の指定区域を告示で定めます。
禁止物件	・ 橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯 ・ 街路樹、植樹帯 ・ 信号機、道路標識等 ・ 電柱、街灯柱等 ・ 消火栓、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所等 ・ 送電鉄塔、送受信塔、煙突、ガスタンク、水道タンク等 ・ 景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木	愛知県が定める禁止物件のほか、以下の物件も含めます。 ・ 道路の路面
広告物協定	—	市独自の制度で、協定に定めるべき事項を規定します。 ・ 協定の区域、有効期間 ・ 広告物の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
適用除外	・法令の規定により表示する広告物 ・自家用広告物、管理用広告物、案内広告で、規則で定める基準に適合するもの ・人、動物、車両、船舶又は航空機に表示される広告物 ・地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物 ・電柱、街灯柱等の禁止物件に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの ・国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物	愛知県が定める除外規定のほか、以下の規定を設けます。 ・公共空間等における賑わいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められる広告物で、規則で定める基準に適合するもの
許可期間	・3年を超えない範囲で規則で定める期間	愛知県と同じ
手数料	・屋外広告物許可申請手数料 ・屋外広告業登録申請手数料 ・講習手数料	愛知県と同じ
罰則	・懲役、罰金、過料	愛知県と同じ

3 市独自基準等の主な内容

(1) 禁止地域（主要道路及び鉄道の指定区間及び指定区間に接続する区域）の指定

- ・・・人口集中地区（DID 地区）が市街化調整区域にも広がっている本市の実情を踏まえ、景観阻害を防止するため、規制を強化します（5年間の経過措置を設けます）。

指定区間（告示による）

「市街化区域かつ人口集中地区（DID 地区）」以外の主要道路及び鉄道の指定区間（主要道路及び鉄道の指定区間は愛知県条例と同じ）

(2) 禁止物件の設定

- ・・・道路上の安全を脅かす可能性があるため、道路の路面を禁止物件にすると共に、投影広告物（プロジェクションマッピング等）の規定を設けます。

[次ページへ続く]

投影広告物の許可基準（規則にて規定）

- ・ 景観、周辺環境、安全性に配慮し、支障を及ぼさないこと
- ・ 光源から投影面までの間に道路が含まれる場合は、建築限界を侵さないこと
- ・ 光によって信号機、道路標識等の効用を阻害し、又は車両運転者をげん惑するおそれがないこと
- ・ 投影面は壁面広告等の基準に適合していること

(3) 広告物協定地区制度の制定

- ・・・その地域に住んでいる人々が、広告物の色彩や意匠について自らのまちにふさわしい自主的な取り決めを行い、それを市長が認定する制度です。

(4) 適用除外（公共空間等における賑わいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められる広告物で規則に定める基準に適合するもの）の設定

- ・・・民間が主体となったエリアマネジメント活動等による賑わい創出に寄与する広告物について、禁止区域や禁止物件でも設置が可能になるよう規定を設けます。

基準（規則にて規定）

- ・ 広告物の設置者等が広告料を受ける場合は、その広告料は公益上必要な施設若しくは管理に要する費用又は地域における公共的な取組に要する費用に全部又は一部を充てること
- ・ 広告物の表示期間が、原則 3 月以内であること
- ・ 良好な景観の形成又は風致の維持若しくは向上に寄与するものであること
- ・ 関係機関との調整がされたものであること

4 施行予定日

令和 3 年 4 月 1 日

一宮市屋外広告物条例（案）

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 広告物の制限等(第3条―第16条)
- 第3章 管理、監督等(第17条―第27条)
- 第4章 屋外広告業等(第28条―第45条)
- 第5章 景観審議会への諮問(第46条)
- 第6章 雑則(第47条―第49条)
- 第7章 罰則(第50条―第55条)
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)及び屋外広告業について必要な事項を定めることにより、地域の特性を考慮した良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物等の在り方）

第2条 広告物又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)は、風致を害し、及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものであるとともに、地域の良好な景観の形成に配慮されたものでなければならない。

第2章 広告物の制限等

（禁止地域等）

第3条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域及び同項の規定により定められた生産緑地地区で市長が指定する区域
- (2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (3) 愛知県文化財保護条例(昭和30年愛知県条例第6号)第4条第1項又は第24条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域及び同条例第29条第1項の規定により指定された地域
- (4) 一宮市文化財保護条例(昭和35年一宮市条例第20号)第4条第1項の規定により指定された建造物の周囲50メートル以内の地域で市長が指定する区域
- (5) 高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間並びに道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)及び鉄道(新幹線鉄道を除く。)の市長が指定する区間
- (6) 道路及び鉄道に接続する地域で、市長が指定する区域
- (7) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域及びその

他公園、緑地、駅前広場等の公共空地で市長が指定する区域

(8) 河川、池沼及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域

(9) 官公署、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第134条第1項に規定する各種学校を除く。)、図書館、市民会館、公民館、博物館、美術館、体育館その他の公共施設の敷地

(10) 古墳及び墓地並びに火葬場及び葬祭場の敷地

(11) 神社、寺院及び教会の境域で、市長が指定する区域

(禁止物件)

第4条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯

(2) 街路樹、路傍樹及び植樹帯

(3) 信号機、道路標識、道路上の柵その他これらに類するもの

(4) 電柱、街灯柱その他これらに類するもの

(5) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら

(6) 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所並びに道路上の変圧器塔及び開閉器塔

(7) 送電鉄塔及び送受信塔

(8) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの

(9) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの

(10) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて指定する物件

2 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(許可地域)

第5条 市内(第3条各号に掲げる地域又は場所を除く。)において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(広告景観地区)

第6条 市長は、良好な景観を形成するため広告物及び掲出物件の整備を図ることが特に必要であると認める地域を広告景観地区として指定することができる。

2 市長は、広告景観地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による公告があつたときは、当該地域内の住民及び当該地域内において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

4 前2項の規定は、広告景観地区の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(広告景観指針)

第7条 市長は、広告景観地区について、良好な景観を形成するために必要な広告物及び掲出物件の整備に関する指針(以下「広告景観指針」という。)を定めなければならない。

2 広告景観指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物及び掲出物件の整備に関する基本構想

(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の基準

3 前条第2項及び第3項の規定は、広告景観指針の決定及び変更について準用する。

(広告景観基準の遵守)

第8条 広告景観地区内において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、当該広告物の表示又は掲出物件の設置が当該広告景観地区に係る前条第2項第2号に掲げる基準(以下「広告景観基準」という。)に適合するように努めなければならない。

(広告物を表示する者に対する指導等)

第9条 市長は、広告景観地区内における広告物の表示又は掲出物件の設置が当該広告景観地区に係る広告景観基準に適合せず、当該広告景観地区の良好な景観の形成に支障があると認めるときは、当該広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれら进行管理する者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(広告物協定)

第10条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地(これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地を除く。)の所有者及び地上権又は賃借権を有する者(以下「土地所有者等」という。)は、一定の区域を定め、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物及び掲出物件に関する協定(以下「広告物協定」という。)を締結し、当該広告物協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

2 広告物協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物協定の目的となる土地の区域(以下「広告物協定地区」という。)

(2) 広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

(3) 広告物協定の有効期間

(4) 広告物協定に違反した場合の措置

(5) その他広告物協定の実施に関する事項

3 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合は、その全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

4 市長は、第1項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係る土地所有者等に対し、技術的支援等を行うことができる。

5 市長は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区内において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、当該広告物協定地区内の景観を整備するために必要な指導又は助言をすることができる。

6 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定を廃止しようとする場合は、その過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

(適用除外)

第11条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条から第5条まで、第8条、第9条及び前条第5項の規定は適用しない。

(1) 法令の規定により表示する広告物又は設置する掲出物件

(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター、看

板等又はこれらの掲出物件

- 2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び第5条の規定は適用しない。
 - (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所若しくは居所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 前号に規定するもののほか、自己の所有し、又は管理する土地又は物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
 - (3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 - (4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又は設置する掲出物件
 - (5) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又は設置する掲出物件
 - (6) 人、動物、車両、船舶又は航空機に表示される広告物
 - (7) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物
- 3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条第1項の規定は、適用しない。
 - (1) 第4条第1項第4号に掲げる物件に表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 第4条第1項第7号又は第8号に掲げる物件にその所有者又は管理者が、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物又は設置する掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
 - (3) 前号に規定するもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又は設置する掲出物件
 - (4) 前2号に規定するもののほか、第4条第1項第8号に掲げる物件に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- 4 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出をした政治団体が政治活動のために表示し、又は設置する貼紙、貼札(これに類する広告物を含む。以下同じ。)、広告旗(広告の用に供する旗をいう。以下同じ。)、立看板(これに類する広告物又は掲出物件を含む。以下同じ。)、広告幕(これに類する広告物又は掲出物件を含む。以下同じ。))又はアドバルーンで、規則で定める基準に適合するものについては、第3条(同条第1号(第1種低層住居専用地域に係る部分に限る。))、第5号及び第6号に係る部分に限る。)及び第5条の規定は適用しない。
- 5 第2項第1号に規定する広告物又は掲出物件で、同号の規定による規則で定める基準に適合しないものについては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。
- 6 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件については、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。
- 7 公益上必要な施設又は物件に規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第3条から第5条までの規定は適用しない。

- 8 公共空間等における賑わいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められる広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条及び第4条の規定は適用しない。
- 9 前各項に定めるもののほか、国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又は設置する掲出物件については、第3条から第5条までの規定は適用しない。この場合において、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする国又は地方公共団体は、規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に通知するものとする。

(経過措置)

第12条 一の地域若しくは場所又は物件が第3条又は第4条第1項第11号に規定する地域若しくは場所又は物件に新たに指定された際、当該地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件(この条例の規定により許可を受けていたものにあつては、市長が第15条第2項の更新の許可をしたときに限る。)については、当該指定の日から5年間は、第3条又は第4条第1項の規定は適用しない。ただし、当該広告物等を変更し、又は改造するとき(規則で定める軽微な変更又は改造をするときを除く。)は、この限りでない。

(禁止広告物等)

第13条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、これを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等の剥離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (4) 信号機及び道路標識の効用を妨げるおそれのあるもの
- (5) 交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(許可の期間及び条件)

第14条 市長は、第5条の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付けることができる。

- 2 前項の許可の期間は、3年を超えない範囲内において規則で定める。
- 3 前2項の規定は、第11条第5項又は第6項の規定による許可について準用する。この場合において、第1項中「を形成し、若しくは」とあるのは、「若しくは」と読み替えるものとする。

(変更及び更新の許可)

第15条 第5条又は第11条第5項、第6項若しくは第8項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- 2 第5条又は第11条第5項、第6項若しくは第8項の規定による許可を受けた者は、許可の期間の満了後引き続き広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

3 前条第1項及び第2項の規定は、前2項の許可について準用する。

(許可の基準)

第16条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

2 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、これを許可することができる。

第3章 管理、監督等

(許可の表示)

第17条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に、許可の証票を添付しなければならない。ただし、許可の押印を受けたものについては、この限りでない。

(管理義務)

第18条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(点検義務)

第19条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、これらの本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 前項の規定による点検のうち規則で定める広告物又は掲出物件に係るものは、法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者又はこれと同等以上の知識を有する者として規則で定める者に行わせなければならない。

(除却義務)

第20条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき若しくは第23条の規定により許可が取り消されたとき又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第12条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても同様とする。

(措置命令等)

第21条 市長は、第3条から第5条まで、第13条、第18条又は前条の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じることができる。

2 市長は、前項の措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定めて、

その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(広告物等を保管した場合の公示事項等)

第22条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
 - (3) 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項
- 2 法第8条第2項の規定による公示は、前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して2週間(法第8条第3項第1号に掲げる広告物については、2日間)、一宮市公告式条例(昭和25年一宮市条例第28号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行わなければならない。
- 3 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。
- (1) 法第8条第3項第1号の条例で定める期間 2日
 - (2) 法第8条第3項第2号の条例で定める期間 3月
 - (3) 法第8条第3項第3号の条例で定める期間 2週間
- 4 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
- 5 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でない認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

(許可の取消し)

第23条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 第14条第1項(同条第3項及び第15条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第15条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (3) 第21条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(立入検査等)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第25条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があつた場合において、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(管理者の設置)

第26条 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。

(管理者等の届出)

第27条 この条例の規定による許可に係る広告物を表示する者、掲出物件を設置する者又は当該広告物及び掲出物件を管理する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第4章 屋外広告業等

(屋外広告業の登録)

第28条 市内において、屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第29条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規

則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
- (4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)
- (5) 営業所ごとの業務主任者の氏名

- 2 前項の申請書には、申請者が第31条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第30条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、直ちに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第31条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第41条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者(第28条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第41条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第41条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 一宮市暴力団等の排除に関する条例(平成23年一宮市条例第24号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちに、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第32条 屋外広告業者は、第29条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第29条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第33条 市長は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第34条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日(第2号の場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 屋外広告業を廃止したとき。 屋外広告業者であった者

(2) 死亡したとき。 その相続人

(3) 法人が合併により消滅したとき。 その法人を代表する役員であった者

(4) 法人について破産手続開始の決定があったとき。 その破産管財人

(5) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。 その清算人

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第35条 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき、又は第41条第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)

第36条 市長は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務主任者の設置)

第37条 屋外広告業者は、その営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 法第10条第2項第3号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者

(3) 都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは本市以外の同法第252条の22第1項の中核市の行う講習会の課程を修了した者

(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第20条の公共職業訓練若しくは同法第24条第3項の認定職業訓練で広告美術科に係るものを修了した者、同法第28条第1項の職業訓練指導員の免許で広告美術科に係るものを受けた者又は同法第44条第1項の技能検定で広告美術仕上げに係るものに合格した者

(5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務を統括するものとする。

(1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守を確保するため必要な業務

(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全を確保するため必要な業務

(3) 第39条に規定する帳簿に同条の規則で定める事項を記載し、又は記録する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該営業所における業務の適正な実施を確保するため必要な業務

(標識の掲示)

第38条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第39条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))をもって作成するものを含む。以下同じ。)を備え、その営業に関し規則で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告)

第40条 市長は、屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第41条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第28条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

(2) 第31条第1項第2号又は第4号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第32条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第31条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(愛知県知事の登録を受けた者に関する特例)

第42条 第28条から第33条まで、第35条及び第41条の規定は、愛知県屋外広告物条例(昭和39年愛知県条例第56号。以下「愛知県条例」という。)の規定による屋外広告業の登録を受けている者については、適用しない。

2 前項に規定する者であって市内において屋外広告業を営む者については、第28条第1項の登録を受けた者とみなして、第34条及び第37条から第40条までの規定を適用する。

3 第1項に規定する者は、市内において屋外広告業を営もうとするときは、規則で定める

ところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったとき、又は市内において屋外広告業を廃止したときも、同様とする。

- 4 屋外広告業者が愛知県条例の規定による登録を受けたときは、その者に係る第28条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。
- 5 市長は、第1項に規定する者であって市内において屋外広告業を営む者が、前条第1項第2号若しくは第4号のいずれかに該当するとき、又は第3項後段の規定による変更の届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたときは、その者に対し、6月以内の期限を定めて市内における営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 6 第31条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(屋外広告業者監督処分簿の備付け等)

第43条 市長は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

- 2 市長は、第41条第1項又は前条第5項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日、内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

(立入検査等)

第44条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業を営む者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 第24条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(広告主の責務等)

第45条 広告主(屋外広告業を営む者その他の者に広告物の表示若しくは掲出物件の設置又は広告物若しくは掲出物件(以下この条において「広告物等」という。))の管理を委託する者をいう。以下同じ。)は、その委託に係る広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されることにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすことがないようにするため、その広告物等の状況を適宜点検させる等当該広告物等の表示若しくは設置又は管理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市長は、広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されたことにより良好な景観若しくは風致を著しく害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該広告物等の広告主に対し、当該広告物等の除却その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 3 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、広告主が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該広告主に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第5章 景観審議会への諮問

(景観審議会への諮問)

第46条 市長は、次に掲げる場合においては、一宮市都市景観条例(平成7年一宮市条例第14号)第26条第1項に規定する一宮市都市景観審議会(以下この条において「景観審議会」

という。)の意見を聴かなければならない。

- (1) 第3条第1号、第4号から第8号まで若しくは第11号若しくは第4条第1項第11号の規定による指定をし、又はこれらを変更しようとするとき。
 - (2) 第6条第1項の規定による広告景観地区の指定をし、若しくはこれを解除し、又はその区域を変更しようとするとき。
 - (3) 第7条第1項に規定する広告景観指針を定め、又はこれを変更しようとするとき。
 - (4) 第10条第1項の規定による広告物協定の認定をし、同条第3項の規定によるその変更の認定をし、又は同条第6項の規定によるその廃止の認定をしようとするとき。
 - (5) 第11条第2項第1号から第3号まで、第3項第1号、第2号若しくは第4号、第4項、第7項若しくは第8項若しくは第16条第1項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- 2 市長は、前項第2号又は第3号に掲げる場合において、景観審議会の意見を聴こうとするときは、第6条第3項(同条第4項及び第7条第3項において準用する場合を含む。)の規定により提出された意見書の要旨を景観審議会に提出しなければならない。

第6章 雑則

(告示等)

- 第47条** 市長は、第3条第1号、第4号から第8号まで若しくは第11号若しくは第14号若しくは第4条第1項第11号の規定による指定をし、若しくはこれらを変更したとき、第6条第1項の規定による広告景観地区の指定をし、若しくはこれを解除し、若しくはその区域を変更したとき又は第7条第1項に規定する広告景観指針を定め、若しくはこれを変更したときは、その旨を告示するものとする。
- 2 市長は、第10条第1項の規定による広告物協定の認定をし、同条第3項の規定によるその変更の認定をし、又は同条第6項の規定によるその廃止の認定をしたときは、その旨を公告するものとする。

(手数料)

- 第48条** この条例の規定による許可(許可の更新を含む。)を受けようとする者(貼紙、貼札、広告旗、立看板、広告幕又はアドバルーンを表示するための許可を受けようとする政治資金規正法第6条第1項の規定による届出をした政治団体を除く。)、屋外広告業の登録(登録の更新を含む。)を受けようとする者又は第36条第1項の講習会の講習を受けようとする者から、別表左欄に掲げる事務につき、同表右欄に掲げる手数料を徴収する。
- 2 手数料の徴収方法は、規則で定めるところによる。
- 3 市長は、公益上その他必要があると認めるときは、第1項の許可に係る手数料を減免することができる。
- 4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(規則への委任)

- 第49条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

- 第50条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す

る。

- (1) 第28条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第28条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第41条第1項又は第42条第5項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第51条 第21条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条から第5条までの規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第15条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (3) 第32条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (4) 第37条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第53条 第24条第1項若しくは第44条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して第50条から前条までの違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第34条第1項又は第42条第3項の規定による届出を怠った者
- (2) 第38条の規定による標識を掲げない者
- (3) 第39条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかった者

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第19条第2項の規定は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に愛知県条例の規定により表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、この条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく規則で定める基準に適合しないこととなるものについては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から5年間は、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。ただし、当該広告物等を変更し、又は改造するとき(規則で定める軽微な変更又は改造をするときを除く。)は、この限りでない。
- 3 前項の規定により表示することができる広告物又は設置することができる掲出物件で、愛知県条例の規定により許可を受けていたものにあつては、市長が第15条第2項の更新の許可をしたときに限り、前項の規定を適用する。この場合においては、第3条、第4条及び第16条の規定は適用しないものとする。
- 4 施行日前に愛知県条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為(次項に規定す

る届出を除く。)で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 5 この条例の施行の際現に愛知県条例第20条第1項又は第3項の規定により屋外広告業の登録を受けている者が、施行日以降引き続き一宮市の区域内において屋外広告業を営もうとする場合は、施行日から6月を経過するまでの間は、第42条第3項の規定にかかわらず、同項に規定する届出をしないで屋外広告業を営むことができる。

(禁止地域等の指定等の特例)

- 6 第46条第1項の規定にかかわらず、市長は、施行日に限り、審議会の意見を聴かないで、施行日の前日において愛知県条例第3条の規定による禁止地域とされていた地域又は場所を第3条の規定による地域又は場所として指定することができる。

別表(第48条関係)

事務	手数料				
	名称	金額			
この条例の規定に基づく許可(許可の更新を含む。)の申請に対する審査	屋外広告物許可申請手数料	広告板、	ネオンサインその他電飾設備を有しないもの	許可期間が1年以内のもの	広告表示面積5平方メートルにつき 900円
		広告塔、	他電飾設備を有するもの	許可期間が1年を超えるもの	広告表示面積5平方メートルにつき 1,300円
		アーチ、	ネオンサインその他電飾設備を有するもの	許可期間が1年以内のもの	広告表示面積5平方メートルにつき 1,200円
		壁面広告	他電飾設備を有するもの	許可期間が1年を超えるもの	広告表示面積5平方メートルにつき 1,900円
		その他これらに類する広告物及び掲出物件	ネオンサインその他電飾設備を有するもの	許可期間が1年以内のもの	広告表示面積5平方メートルにつき 200円
				許可期間が1年を超えるもの	1個につき 300円
		電柱又は街灯柱を利用する広告			
		立看板又は広告旗			1枚につき 100円
		貼紙			100枚につき 400円
		貼札			1枚につき 40円
		広告幕又は広告網			1枚につき 400円
		アドバルーン			1個につき 700円
		その他の広告物		許可期間が1年以内のもの	1個につき 100円
				許可期間が1年を超えるもの	1個につき 160円

屋外広告業の登録 (登録の更新を含む。) の申請に対する審査	屋外広告 業登録申 請手数料	1件につき	11,000円
講習会の開催	講習手数料	広告物に係る法令に関する科目	1人につき 1,800円
		広告物の表示の方法に関する科目	1人につき 1,100円
		広告物の施工に関する科目	1人につき 1,100円